

税制についての租研会員の意見調査結果

令和 7 年 10 月

公益社団法人 日本租税研究協会

1. 調査の概要

この資料は、（公社）日本租税研究協会の会員を対象として実施した税・財政に関するアンケート調査の結果を取りまとめたものです。

(1)目的

（公社）日本租税研究協会加入の会員の皆さまの税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資としていただくことをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用していきたいと考えています。

本年度の調査も我が国はもとより世界的に経済、社会が大きな影響を受けている中で行われました。こうした事態が税制にも影響を及ぼすことはいうまでもありませんが、過去からの調査との一貫性を維持する必要があることから、調査項目についてはこれまでのものをほぼ引き継いでおります。

2

(2)対象

（公社）日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・通常会員及び、本協会の役員（理事・監事）・評議員を対象としました。対象とした維持会員は、ほぼ全ての業種に跨る会社、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の288者、通常会員は大学教員、税理士・会計士・弁護士、その他の478者、計766者です。

(3)実施期間

令和7年7月3日から8月8日まで。

(4)方法

意見調査項目を本協会よりインターネット配信し、回答者に直接入力いただきました。

(5)回答数、回収率

回答数は134、回収率は17.5%でした。

3

2. 会員意見調査の特色

調査結果のポイントは以下の通りです。

- ① わが国は多くの構造的な問題を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき課題として最も多くの会員が挙げたのは**持続的な経済成長政策**であった(63.1%)。次いで多かったのは**財政の健全化**(37.7%)であり、並んで**人口減少・少子化対策**(36.9%)が挙げられた。
- ② わが国においては、政府活動からの国民の「受益」とその財源である「負担」とが乖離し、「中福祉一低負担」だと言われている。今後、超高齢化の進行に伴い社会保障支出が増大するが、会員の多くは「**中福祉一中負担**」の**社会保障制度**の構築を求めている。
- ③ 今後の税制改正にあたって**最も重視すべき原則**としては「**公平の原則**」と答えた会員が半数を超えた。この傾向は過去から一貫して続いているものである。国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、**税制改革において重視すべき点**としては、7割の会員が「**経済成長**」を挙げた。
- ④ **個人所得税**については、中低所得者層の負担を減じて高所得者層の負担を増やすべきとの見解を持つ会員が多い。所得格差が拡大していると言われるわが国において、所得税制を含めて**所得再分配のあり方**を検討する必要がある。

4

- ⑤ **法人税**については、国際的に調和のとれたものとするのが望ましいが、わが国の実効税率は諸外国に比べて高い水準にあり、さらに防衛特別法人税の導入により引上げの動きがあることで、**わが国企業の国際競争力への影響を懸念する会員が多い**。
- ⑥ **国際課税**については、移転価格税制、外国子会社合算税制、デジタル経済への対応として合意された新たな国際課税ルールに基づく「**国際最低課税額制度**」に関して、予測可能性、納税事務負担の面から、**取扱いの明確化、制度・運用の改善(特に簡素化)を望む意見が多い**。
- ⑦ **消費税の税率**については**中長期的には維持ないしは引上げるべき**と答えた会員が半数を超え、財政健全化や超高齢化の進行への財源として重視していることがうかがえる。また、軽減税率については約半数の会員が事務負担を理由に廃止を望んでいる。
- ⑧ **地方税**については**地方法人課税の整理統合を求める会員が多い**。
- ⑨ **炭素税**に関しては、国民生活、産業活動への影響に鑑み慎重な対応を求めるとともに、**産業の競争力、経済成長との両立が図られるよう適切な制度設計が必要とする会員が多い**。
- ⑩ **税務コーポレートガバナンス**については**企業トップマネジメントの適切な関与、経理部門等の体制・機能の整備・強化とともに、企業の取組を尊重し、当局の調査の必要度を決定すべきと考える会員が多い**。
- ⑪ **税制一般**に関しては、制度が複雑化し、事務負担、対応費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

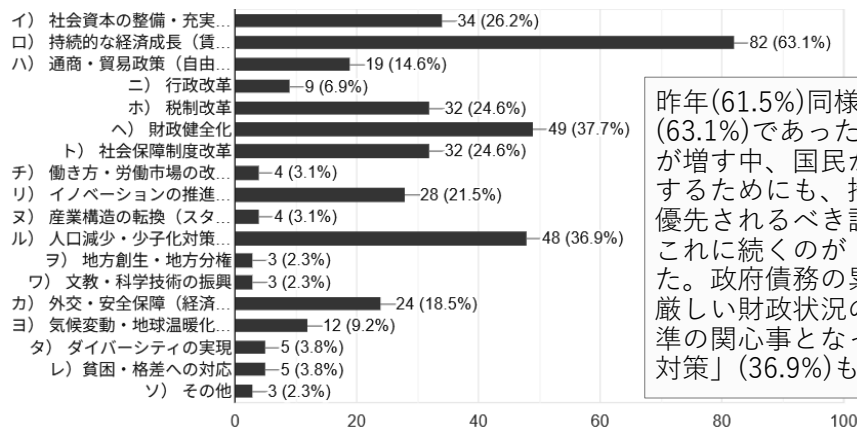
5

3. 解説

【問1】日本が抱える政策課題

日本が取り組むべき構造的な政策課題のうち優先すべきもの。

(3点以内選択)



昨年(61.5%)同様、「経済成長政策」が最多(63.1%)であった。グローバルな競争の激しさが増す中、国民が安心して暮らせる社会を実現するためにも、持続的な経済成長の実現が最も優先されるべき課題であることを示している。これに続くのが「財政健全化」(37.7%)であった。政府債務の累増、金利ある世界の到来など厳しい財政状況の下、昨年(39.3%)とほぼ同水準の関心事となっている。「人口減少・少子化対策」(36.9%)も懸念する会員が多い。

6

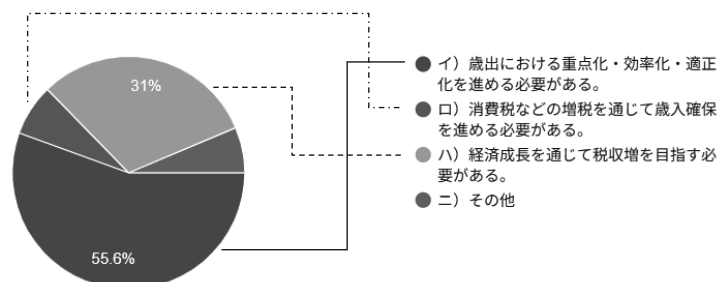
I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(1) 全般

【問2】財政赤字と財政健全化目標

財政赤字が続くなか、国・地方の長期債務残高は1,300兆円を越え国際的にも突出。財政健全化に関してどのように考えるか。



中長期的での財政健全化について、「歳出における重点化・効率化・適正化を進める必要がある」との回答が55.6%で過半数を占める(昨年58.5%)。

「経済成長を優先し、税収増を活用する必要がある」は31.0%(昨年27.4%)で、「消費税などの増税を通じて歳入確保を進める必要がある」は7.1%(昨年6.7%)であった。

経済成長や増税よりも歳出削減を優先するべきとの会員の傾向が読み取れる。

7

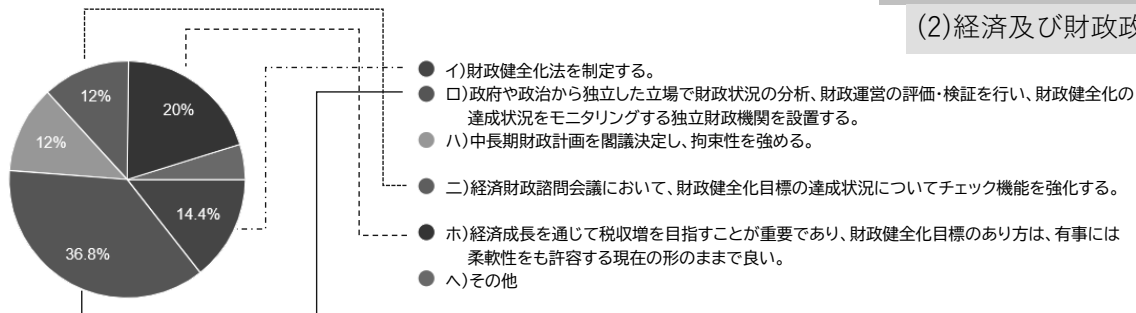
I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(2) 経済及び財政政策

【問3】財政健全化の取組を担保する仕組み

財政健全化を推進するためにはどのようにすべきか。



財政健全化を進めるための方策として、「独立財政機関の設置」が最多の36.8%(昨年28.2%から増加)であった。その一方で、「現在の形のままでよい」も(20.0%、昨年も20.0%)を占めている。これに「財政健全化法」や「経済財政諮問会議」等の仕組みに賛同する意見が続く。財政健全化推進を担保する仕組みについては意見が分かれている。

8

I. 財政及び税制全般

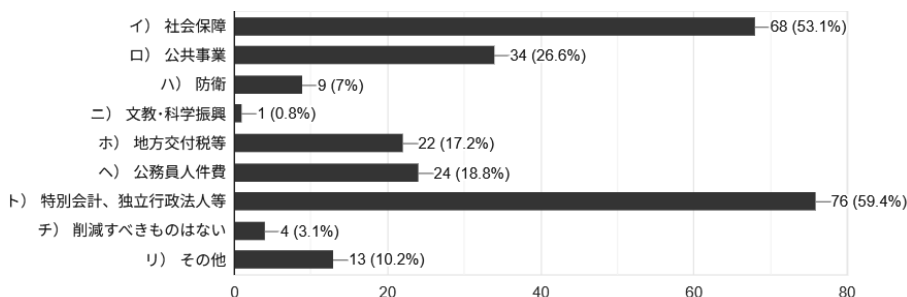
1. 経済及び財政政策全般

(2) 経済及び財政政策

【問4】歳出削減

今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれか。

(複数回答可)



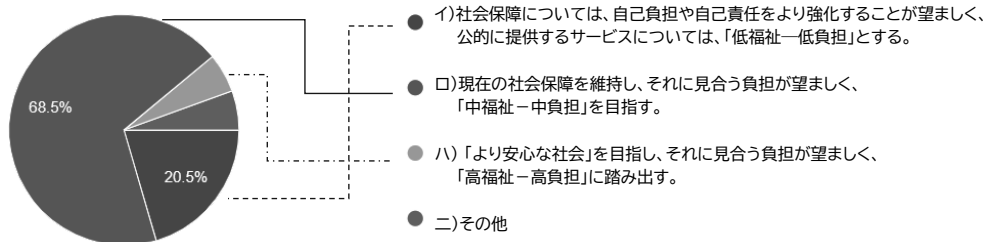
問2で歳出面での改革が財政健全化にとって重要とされ、その重点分野を深掘りした。最多は「特別会計、独立行政法人等」が59.4%(昨年56.3%)、一般会計予算(歳出)の約3分の1を占め、今後も増加が見込まれる「社会保障」が53.1%(昨年51.1%)で続いた。

そのほかでは、「公共事業」「公務員人件費」をあげる回答が多く、「防衛」や「文教・科学」分野への歳出を削減すべきとする回答は少ない。

9

【問 5】受益と負担水準

我が国では社会保障に係る国民の受益と負担が「中福祉－低負担」となり、財政負担を将来世代に先送りしている。今後少子高齢化による支出増が見込まれる中、社会保障のあり方としてどのような方向性が望ましいと考えるか。



今後の社会保障のあり方としては、「現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく「中福祉－中負担」を目指す」との回答が68.5%(昨年67.4%)と過半数を占めた。他方、自己負担や自己責任を強化し、公的サービスを縮小する「低福祉－低負担」は20.5%(昨年17%)に留まっており、給付の縮小よりも負担増を選択する会員が多い。

10

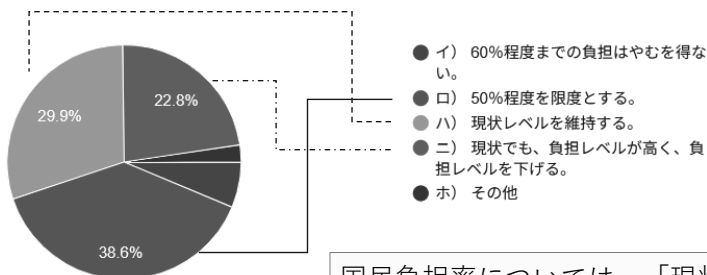
I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(3)受益と負担

【問 6】国民負担率に関する意識

わが国の国・地方を合わせた国民負担率(租税負担率と社会保障負担率の合計)は46.2%である。国・地方の巨額の累積債務残高や高齢化の進行による社会保障費の増加が見込まれるが、どの程度までならば許容できるか。



国民負担率については、「現状レベル(の46.2%の水準)を維持する」との回答が29.9%、「50%程度を限度とする」との回答が38.6%で、合わせて約7割の会員が維持を望む回答となった。国民負担率の上昇に伴い、現状レベルを維持すべきとの回答が増加しており、歳出の見直しにより負担率の抑制を図るべきとの意見が大勢を占めている。

11

I. 財政及び税制全般

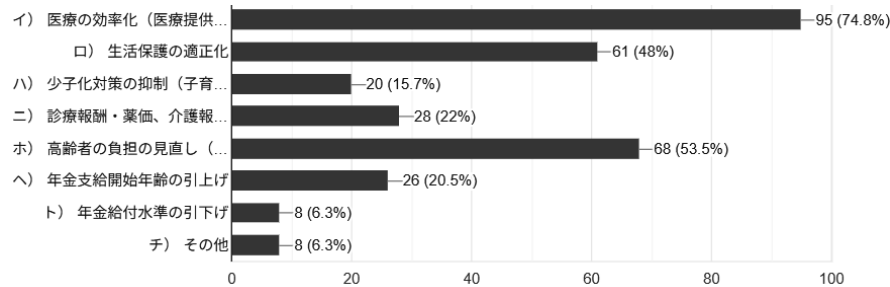
1. 経済及び財政政策全般

(3)受益と負担

【問7】社会保障改革の方向性

社会保障改革のなかで効率化・重点化に向けた検討課題として挙げられている項目のうち優先的に取り組むべきもの。

(3点以内選択)



社会保障改革の方向性としては「医療の効率化」が最多を占めた(74.8%、昨年69.6%)。コンビニよりも多い薬局、薬を出すほどに診療報酬点数が上がる制度に弊害を感じる意見があった。

社会保障の一部は自己負担によって賄われるが、「高齢者の負担の見直し」を望む会員も53.5%と多数に上った。受益と負担のバランス、世代間の公平の観点から、高齢者にある程度の負担を求めるべきとする会員も多い。

12

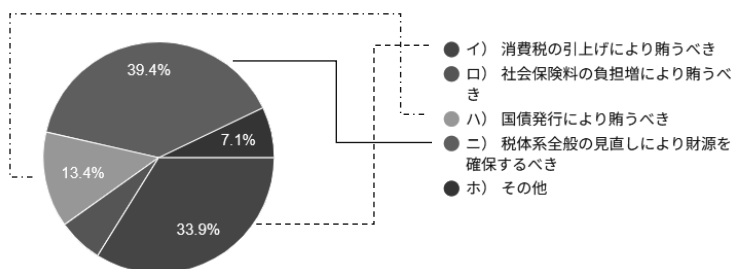
I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(3)受益と負担

【問8】社会保障財源

社会保障給付費用(2024年度予算137.8兆円)の財源は保険料(80.3兆円)と公費負担(税・国債54.7兆円)により賄われているが、社会保障財源として最も優先すべきものはどれか。



今後も増大すると考えられる社会保障の財源として最も優先すべきものとしては、「税体系全般の見直し」の回答が39.4%(昨年38.5%)と最多であり、「消費税の引上げ」とする回答(33.9%)を上回った。「国債発行により賄うべき」との回答も一定数(13.4%)あったが、「社会保険料の負担増」との回答は6.3%に過ぎず、現役世代への負担に依存する社会保険料をこれ以上引き上げることは慎重であるべきとする会員が多い。

13

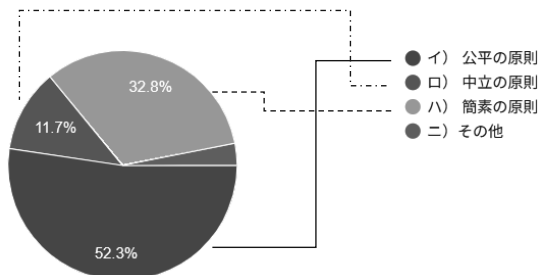
I. 財政及び税制全般

1. 経済及び財政政策全般

(3)受益と負担

【問 9】 租税原則

税制改正において最も重視すべき租税原則はどれか。



税制改正にあたって最も重視すべき原則としては、「公平の原則」を挙げる会員が52.3%(昨年52.6%)と過半を占めた。この回答は過去から一貫しているものであり、担税力に応じた公平な負担が求められる。次に「簡素の原則」が32.8%(昨年33.3%)を占め、納税者にとって理解しやすく、過度な事務負担とならない税制の構築が求められる。税が経済活動における選択を歪めないようにする「中立の原則」を最も重視すべきとした回答は11.7%であった。

14

I. 財政及び税制全般

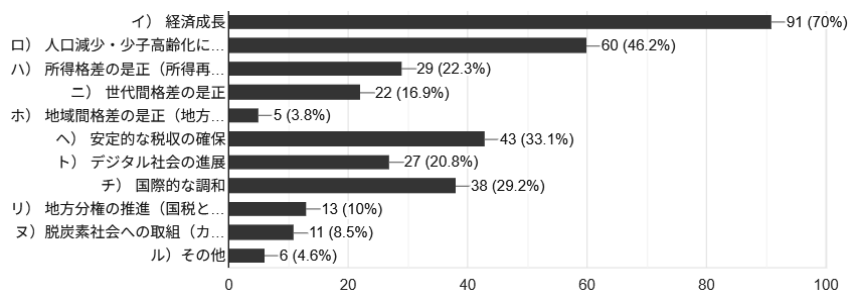
2. 税制全般

(1) 税制改正の基本的視点

【問10】 税制改革にあたって重要な視点

税制改革にあたり、租税原則に加えて重視する点は何か。

(3点以内選択)



望ましい税制を構築するにあたって重視する点として「経済成長」を挙げた会員が70.0%(昨年69.6%)と最多であった。急速に進展する少子高齢化やグローバル化など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌を遂げている中で、活力ある社会を実現するためには経済の持続的な成長が不可欠であり、税制もその実現に資するものであるべきという認識を反映した結果である。続いては「人口減少・少子高齢化に対応した税制の構築」が46.2%と昨年の38.5%から増加し、昨年次点であった「安定的な税収の確保」を上回った。

15

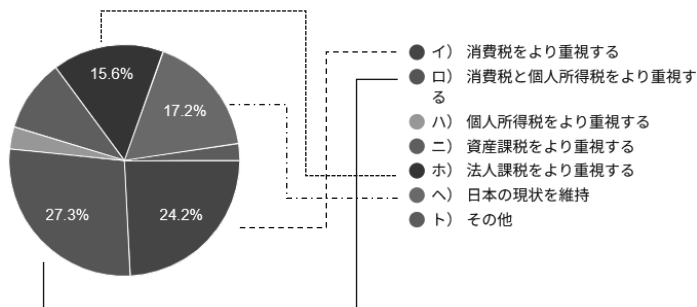
I. 財政及び税制全般

2. 税制全般

(1) 税制改正の基本的視点

【問11】税目別バランスと税制改正

わが国の税収構造比率は、個人所得課税26.7%、法人課税24.4%、消費課税34.9%、資産課税14.0%であるが(令6予算ベース)、望ましい税目別税収構造をどのように考えるか。



様々な税目の長所を活かしながら、これを組み合わせて最適な税制を構築することが求められる。今後の税制改正にあたって税収構造をどのように変化させるべきか聞いたところ、「消費税と個人所得税をより重視」すべきとの回答が27.3%(昨年23.7%)で最多となった。

これに続いて「消費税をより重視」が24.2%(昨年37.0%)、「現状維持」が17.2%(昨年9.6%)となっており、消費課税のウエイトが高まっていることを反映して、現状のバランスを妥当とする回答も増えている。

16

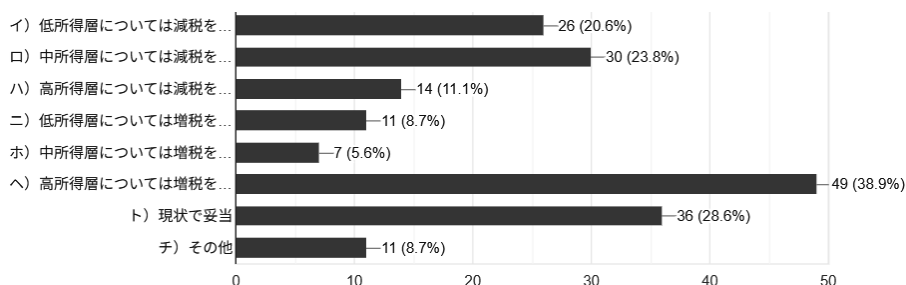
I. 財政及び税制全般

2. 税制全般

(1) 税制改正の基本的視点

【問12】個人所得税と税収調達機能

個人所得税の負担のあり方をどのように考えるか。
(複数回答可)



所得税の負担については、高所得者層については「増税すべき」が38.9%(昨年37.0%)と最多を占めた。中所得者層については「減税すべき」が23.8%(昨年17.0%)、低所得者層については「減税すべき」が20.6%(昨年15.6%)と、回答の構図は変わっていないが、中低所得者層の負担を減じて高所得者層の負担を増やすべきという傾向が強まっている。

17

II. 各税目

1. 個人所得税

(1) 税収調達と所得再配分

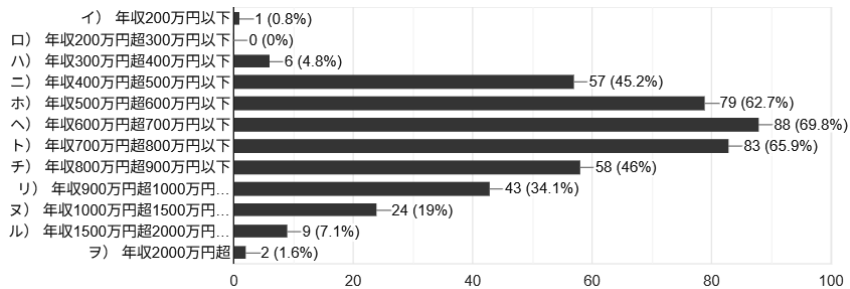
【問13】 所得階層について

税制改正等で中所得層を考えるとときに、どの範囲の所得層を
中所得層と捉えているか。(複数範囲選択)

II. 各税目

1. 個人所得税

(1) 税収調達と所得再配分



会員が中所得者層を年収ベースでどう捉えているか聞いたところ、概ね年収500万円超800万円以下の範囲と考える会員が多い。

なお、年収500万円以下と答えた会員は昨年と変わらないが、年収800万円超900万円以下は昨年の40.7%から46.0%に、年収900万円超1000万円以下は昨年の25.9%から34.1%にそれぞれ増加しており、名目賃金の増加を踏まえた回答の変化がうかがわれる。

18

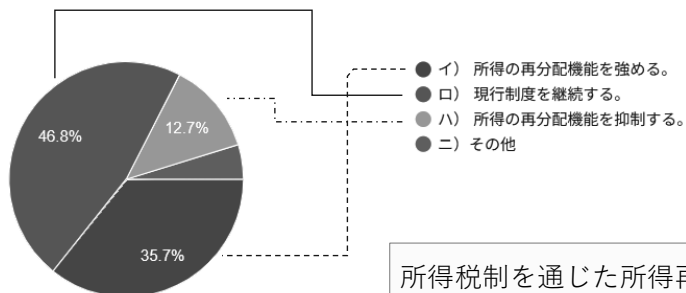
【問14】 税制による所得再分配

わが国の所得税制による所得再分配の今後の方向性。

II. 各税目

1. 個人所得税

(1) 税収調達と所得再配分

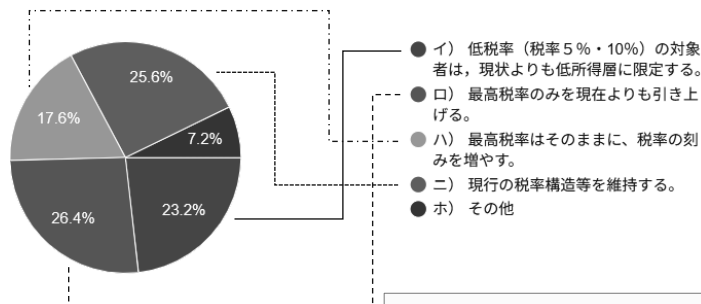


所得税制を通じた所得再分配機能の今後の方向性については、「現行制度を継続する」との回答が46.8%と昨年(41.5%)から増加した。「所得の再分配機能を強める」は35.7%(昨年37.0%)、「所得の再分配機能を抑制する」は12.7%(昨年11.1%)であり変動は少ない。所得格差が拡大していると言われるわが国において、所得税制を含めた所得再分配のあり方については、今後も総合的な観点から検討していく必要がある。

19

【問15】 税率構造と適用ブラケット

所得税の税率は5～45%の7段階に区分されているが、
所得税制における税率構造と適用ブラケットについて
最も重要な改正論点は何か。



所得税制における税率構造と適用ブラケットについては、「最高税率のみを現在よりも引き上げる」が26.4%と昨年(24.4%)に引き続いて最多であった。会員の多くが見直しの必要性を感じているが、税率構造とブラケットは所得再分配という価値判断にも関係するものであり、そのあり方については意見が分かれている。

20

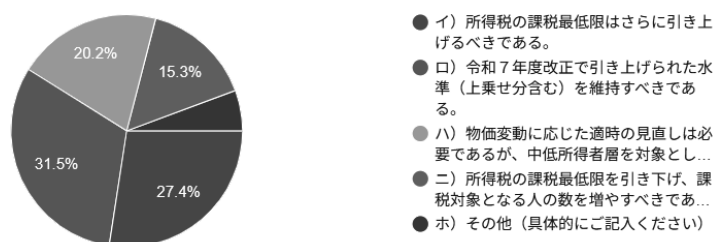
II. 各税目

1. 個人所得税

(2)税率と所得控除等

【問16】 所得税の課税最低限の水準

令和7年税制改正において所得控除が見直された(※)結果、
所得税の課税最低限は103万円から160万円まで引き上げられた。
所得税の課税最低限の水準についてどう考えるか。



II. 各税目

1. 個人所得税

(2)税率と所得控除等

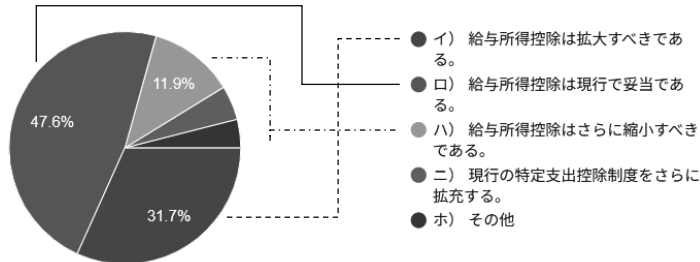
(※)基礎控除の額と給与所得控除の最低保障額がそれぞれ10万円引上げ。さらに年収850万円以下の層(給与所得者の場合)に対して所得金額に応じて基礎控除額が最高37万円上乗せ。

所得税における課税最低限の水準については、「R7改正の水準を維持すべき」との回答が最多(31.5%)となり、次に「さらに引き上げるべき」が27.4%で、「引き下げるべき」は15.3%にすぎなかった。R7改正は物価上昇の観点から設定された20万円に加えて、一部の給与所得者に対して基礎控除額が上乗せされているが、本来の趣旨(勤務費用の概算控除、他の所得との負担調整)との関係性が希薄になっていることや、制度が複雑化していることへの批判の声もあった。

21

【問17】 給与所得控除のあり方

給与所得控除には、勤務費用の概算控除と他の所得との負担調整との二つの性格を持つと言われているが、給与所得控除のあり方についてどう考えるか。



給与所得控除については、働き方の多様化への対応、控除水準の適正化等の観点から見直しが行われてきた。今後のあり方についての意見としては、「現行で妥当」との回答が47.6%で昨年(48.9%)に続き最多を占めた。そして、「拡大すべき」は31.7%(昨年24.4%)、「縮小すべき」は11.9%(昨年14.8%)であり、現状肯定ないしは拡大が望ましいとの回答が多い。

22

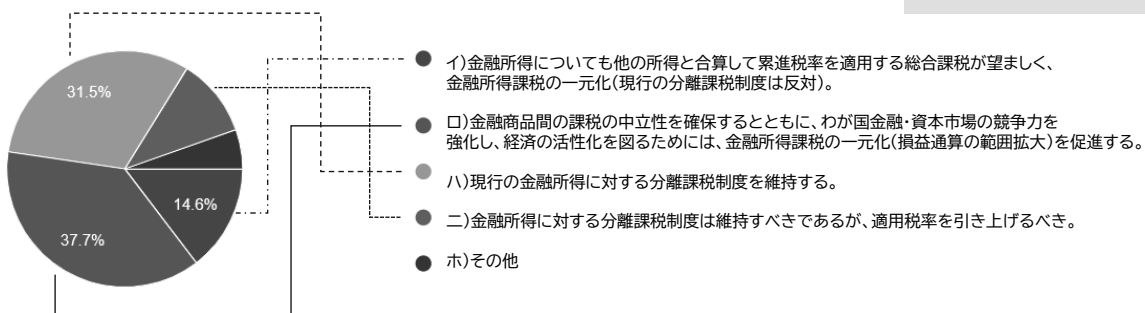
II. 各税目

1. 個人所得税

(2) 税率と所得控除等

【問18】 総合課税と金融所得課税の一元化

金融所得に対する課税の一元化(利子・配当、譲渡損益等の損益通算、分離課税制度)についてどう考えるか。



金融所得は所得額に関係なく一定の税率で分離課税されるため、所得に占める金融所得の割合が大きい高所得者層では所得税の負担率が低下する傾向がみられており、税負担の公平性や再分配の観点から問題が指摘されている。金融所得課税に関しては、金融所得課税の一元化を促進するとの意見(37.7%)や維持(31.5%)が多数派であり、累進性のある総合課税化を支持する意見(14.6%)、分離課税の適用税率を引き上げるべきとの意見(10.8%)は少数にとどまった。

23

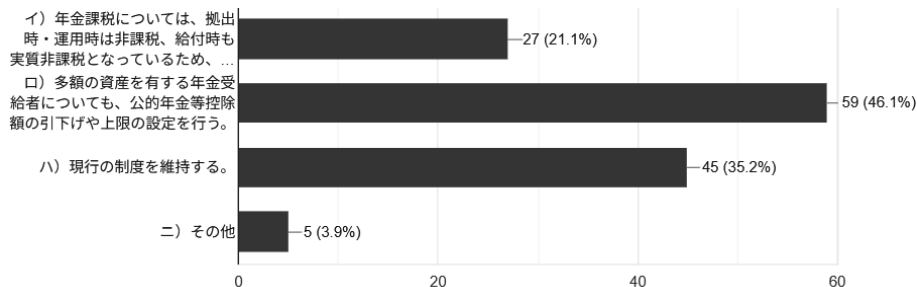
【問19】 公的年金課税

公的年金は拠出時には社会保険料控除、給付時には公的年金等控除といった配慮があるが、公的年金課税についてどう考えるか。

II. 各税目

1. 個人所得税

(3) その他



公的年金課税については、「多額の資産を有する年金受給者についても、公的年金等控除額の引下げや上限の設定を行う」が46.1%(昨年44.4%)と最多であり、現状維持の意見を上回った。

所得税における公平性を確保するためには、年金生活者と一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小などにも留意し、きめ細やかな対応を行う必要がある。

24

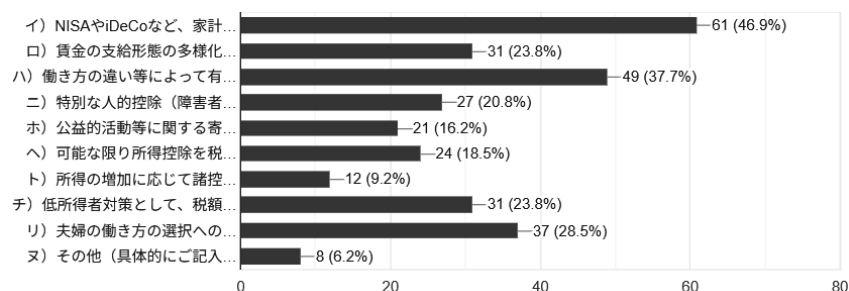
【問20】 所得税のその他の改正

問12～19までの所得税の論点以外で重要と思われる改正論点はどれか。(複数回答可)

II. 各税目

1. 個人所得税

(3) その他

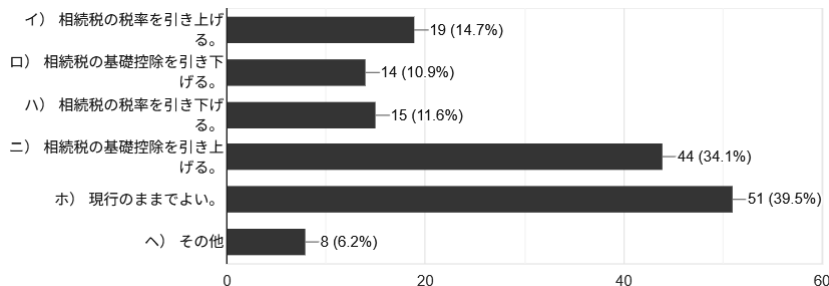


その他の所得税に関して重要だと思われる改善点について尋ねたところ、「NISAやiDeCoなど、家計の資産形成の支援のための制度の拡充」が46.9%で最多であった。昨年は「働き方の違いによって有利・不利が生じないように、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討」が最多(昨年48.9%)であった。R7改正で資産形成支援について一定の措置がなされたが、依然として関心の高さが窺われる。

25

【問21】相続税

相続税(※)についてどのように考えるか。
(複数回答可)



II. 各税目

2. 相続税・贈与税

(※)基礎控除は3000万円＋600万円×法定相続人数。税率は10%から55%の8段階の超過累進課税。

相続税の課税割合は9.9%、被相続人1人あたりの税額は約1,930万円となっている(国税庁「報道発表資料 令和5年分 相続税の申告実績の概要」より)。

相続税は富の格差是正効果があるが、相続税の今後の方向性については「現状維持」が39.5%(昨年40.7%)と最多であった。次点の「基礎控除の引き上げ」は34.1%と昨年の23.0%から増えており、資産価格の上昇の影響がうかがわれる。

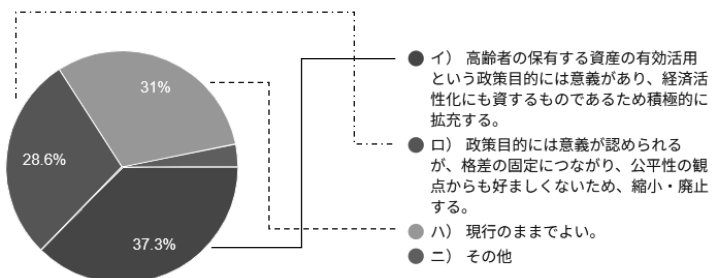
その他には、上場株式等の価格変動リスクがある資産に係る相続税評価額・評価手法の見直しを求める意見があった。

26

【問22】贈与税の非課税措置

贈与税の非課税措置(※)についてどのように考えるか。

(※)住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子育て資金の贈与



II. 各税目

2. 相続税・贈与税

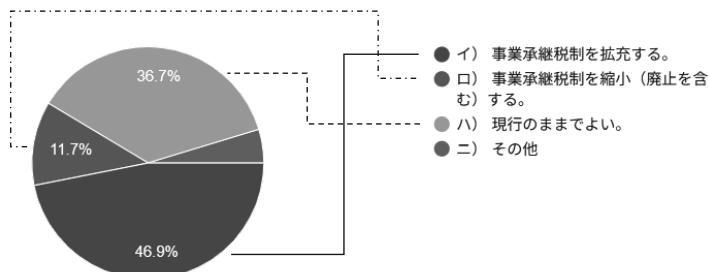
贈与税については、高齢化に伴い相続による資産移転の時期が遅くなったことを受け、一定の非課税措置が手当されている。この非課税措置については、「積極的に拡充」が最多であったものの、その割合は昨年の50.4%から37.3%へと大きく減少し、「現状維持」が昨年の18.5%から31.0%へと増加した。「縮小・廃止」は28.6%(昨年23.0%)であり、非課税措置を通じて高齢者から次世代への資産移転・有効活用を望む会員が依然として多数を占めている。

27

【問23】事業承継税制

わが国の事業承継税制(※)についてどのように考えるか。

(※)後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予/免除される



中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から導入された事業承継税制について今後の方向性を尋ねたところ、「拡充」が46.9%と昨年(50.4%)に続いて最多であった。また「現状維持」も36.7%(昨年18.5%)であり、「縮小・廃止」は11.7%(昨年23.0%)に留まっていることから、事業承継税制については総じて肯定的であるといえる。

なお、その他には、事業承継の課税猶予はすべきだが免除はすべきでないとの意見や、世代間の公平性の観点から恒久的な措置とするべきとの意見が寄せられた。

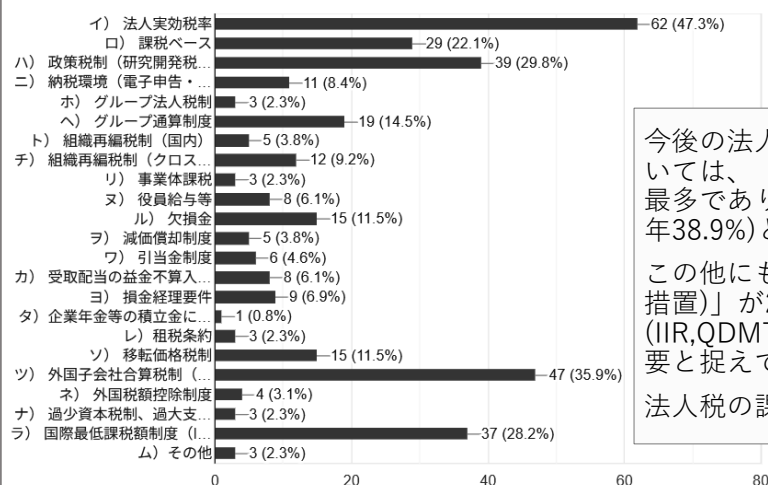
28

II. 各税目

2. 相続税・贈与税

【問24】法人税改革

近年、税收中立の下で、課税ベースを拡大しつつ実効税率の引下げが図られてきたが、今後の法人税改革について重要と考えるものはどれか。(3点以内選択)



今後の法人税改革において重要と考えるものについては、「法人実効税率」が47.3%(昨年41.5%)と最多であり、「外国子会社合算税制」が35.9%(昨年38.9%)とこれに続く。

この他にも「政策税制(研究開発税制等の租税特別措置)」が29.8%、「国際最低課税制度(IIR, QDMTT, UTPR)」が28.2%と多くの会員が重要と捉えている。この傾向はここ数年同様である。法人税の課題は多岐にわたっている。

29

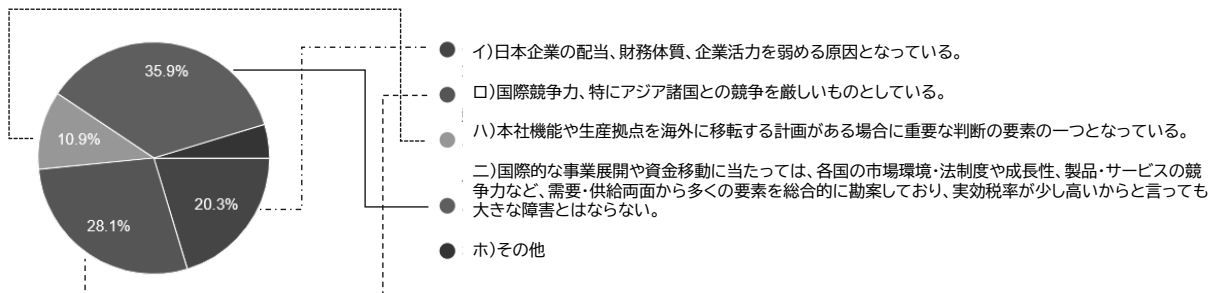
II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

【問25】実効税率と企業行動

わが国の実効税率は29.74%(標準税率、防衛特別法人税は含まない)であるが、諸外国との比較において、企業行動にどのような影響を与えると考えるか。



わが国の実効税率の水準が企業行動に与える影響について尋ねた。「実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない」が35.9%(昨年20.7%)であったが、これは日本企業が海外進出を検討するにあたり、税率のみをもって意思決定するわけではないという回答者の判断が含まれたと思われる。「日本企業の活力を弱める原因」「国際競争力を厳しいものとする」は合計で56.2%であり、諸外国に比して高い水準にあることが企業活動に影響を与えていると考える会員は多い。

30

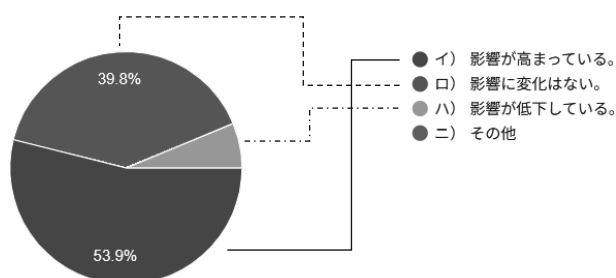
II. 各税目

3. 法人税

(1)実効税率と課税ベース

【問26】法人税の企業への影響の変化

ここ数年、企業行動において法人税の影響は高まったか。

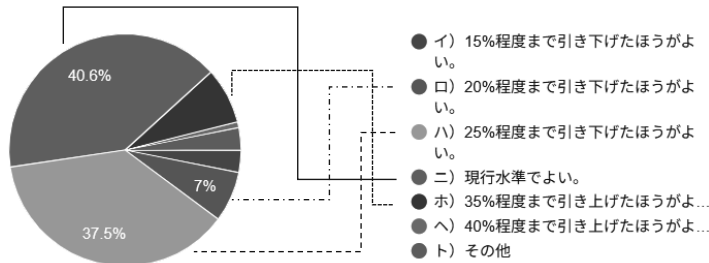


法人税率が企業活動に影響するという回答が多数であるが、ここ数年においてその影響が高まったと感じるかどうかについて尋ねた。「影響が高まっている」と答えた会員が53.9%(昨年46.7%)と半数を占め、「影響に変化はない」の39.8%(昨年43.7%)を上回った。「変化がない」との回答は、令和3年58.2%→令和4年47.7%→令和5年44.4%と年を経るにつれて低下しており、回答傾向に変化がみられる。令和4年以降、防衛力の抜本強化に伴う財源確保の議論が行われ、防衛特別法人税が創設されたことなどが影響した可能性がある。

31

【問27】 実効税率の水準について

実効税率は税制改正を経て29.74%まで引き下げられてきたが、
実効税率の水準についてどのように考えるか。



日本の実効税率の水準についてどのように考えるか尋ねたところ、「現行水準(29.74%)で良い」と答えた会員が40.6%(昨年42.2%)と最多であった。

引下げを望む回答肢の合計は47.6%であり(最多は「25%程度までの引き下げ」)、
引上げを望む回答肢の合計8.6%を大きく上回っている。

32

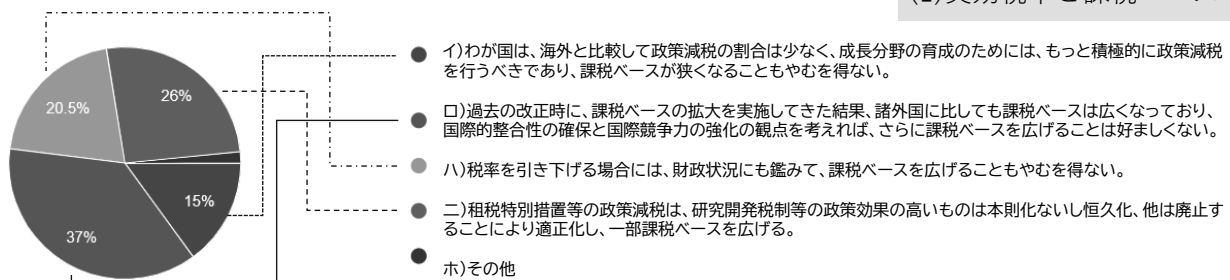
II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

【問28】 課税ベースの拡大

税制改正では、法人税率の引下げに合わせて課税ベースが拡大
されてきた。課税ベースのあり方についてどのように考えるか。



過去の税制改正で法人税率の引下げに合わせて課税ベースの拡大がなされてきたが、法人税の課税ベースのあり方について尋ねたところ、「諸外国に比して広い課税ベースをさらに広げることは好ましくない」との回答が37.0%(昨年32.6%)と最多であった。

「政策減税を恒久化し、一部課税ベースを広げる」が26.0%(昨年25.2%)、「減税時の課税ベース拡大はやむを得ない」は20.5%(昨年19.3%)と、課税ベースのあり方を検討する場合にはスクラップ＆ビルドを検討するべきとの意見も一定数あった。

33

II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

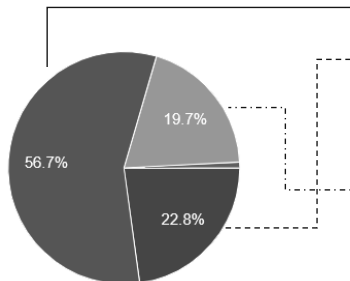
【問29】受取配当等益金不算入

法人が受け取る配当等については、保有割合に応じてその一部または全額が益金不算入となる。この制度についてどう考えるか。

II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース



- イ) 支配関係の形成を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なることから、後者に対する現行制度の益金不算入割合の制限はやむを得ない。
- ロ) 受取配当等は経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当等を益金算入することは法人税法の在り方にもかかわる問題であることから、慎重に扱う。
- ハ) 現行制度は、欧米諸国との比較でも益金不算入割合の制限が大きく、保有割合の判定等の事務負担も生じていることから見直しが必要である。
- ニ) その他

保有割合に応じて取扱いが異なる受取配当等の益金不算入制度について尋ねたところ、「経済的二重課税排除の観点から益金不算入が原則」との回答が56.7%(昨年60.7%)と最多であった。法人間でなされる配当に対する課税については、二重課税防止の観点から問題があるという指摘であり、事務負担も生じていることから、現行制度の見直しを望む声が多数を占めている。

34

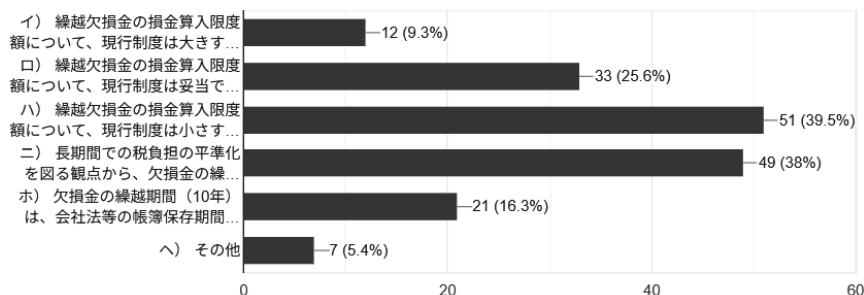
【問30】繰越欠損金の損金算入の見直し

大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入限度額が段階的に引き下げられてきた。この制度についてどう考えるか。

II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

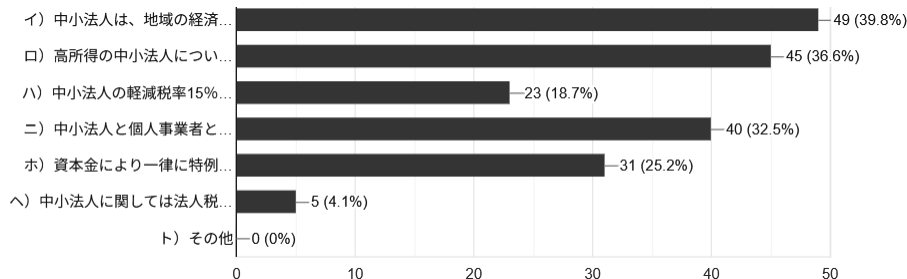


繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えるか尋ねた。「現行の損金算入限度額は小さすぎる」という意見が39.5%(昨年は41.5%)で、「繰越期間を超長期間にする」が38.0%(昨年は45.2%)が続いた。これに対し、「現行制度は妥当」は25.6%(昨年は23.0%)にすぎなかった。課税負担の平準化による中長期的な経営の安定性確保の観点から、多くの会員が繰越期間・損金算入限度額にかかる改正の必要性を指摘している。

35

【問31】 中小法人税制の見直し

資本金が1億円以下の中小法人には多くの特例措置(※)が設けられているが、中小法人の範囲・税率・税制上の特例措置についてどのように考えるか。(複数回答可)



II. 各税目

3. 法人税

(1) 実効税率と課税ベース

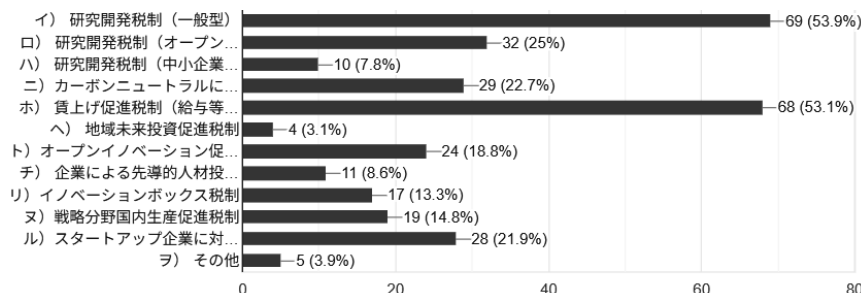
(※) 法人税率は800万円以下の所得に対して19%に軽減、さらに租税特別措置により15%に軽減されている。

全法人の99%が資本金1億円以下の、法人税法上の中小法人に該当している。中小法人に対する課税のあり方について複数回答可で尋ねたところ、選択肢のいずれも4割弱の同意に留まり、会員間で意見が纏まっているとは言えなかった。順位別には以下の通り。①中小法人の課税強化には慎重であるべき(39.8%) ②高所得の中小法人への課税を強化(36.6%) ③中小法人と個人事業者との税制上の差異を解消(32.5%) ④資本金以外の要素を踏まえた要件設定(25.2%)

36

【問32】 政策税制

イノベーションや人への投資など政策目的を達成するための税制上の優遇措置として重要・有効と考えるもの。(3点以内選択)



II. 各税目

3. 法人税

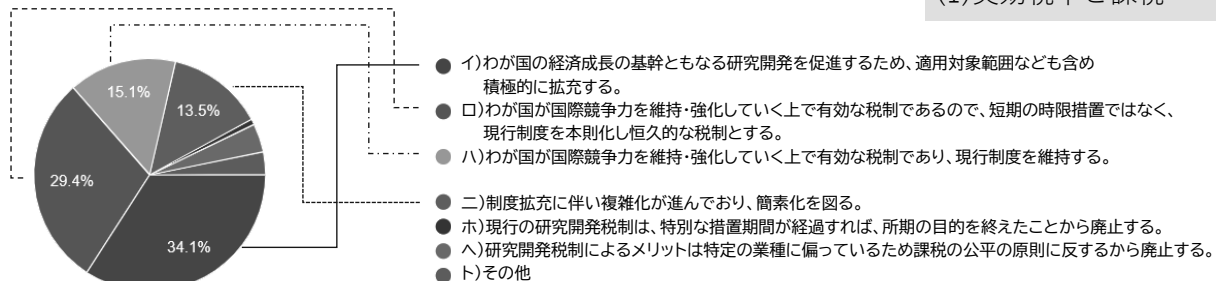
(1) 実効税率と課税ベース

政策目的を達成するために重要・有効と考える税制上の優遇措置については、「研究開発税制(一般型)」53.9%(昨年58.5%)および「賃上げ促進税制」53.1%(昨年57.0%)が過半数を超えた。その他には、「研究開発税制(オープンイノベーション型)」「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」「スタートアップ企業に対する新たな支援制度の創設」が続いた。

37

【問33】 研究開発等投資促進税制

オープンイノベーション型と総額型が措置されるわが国の
研究開発税制について、どのように考えるか。



問32の通り、会員はイノベーションの原動力となる研究開発投資が重要と考えている。研究開発税制は見直しが続いているところであるが、今後の方向性について尋ねたところ、「研究開発の促進のため積極的に拡充すべき」34.1%(昨年31.9%)が最多となった。このほか「研究開発税制を恒久的な税制とすべき」29.4%(昨年27.4%)「現行制度を維持する」15.1%(昨年8.9%)と、大多数の会員が研究開発投資の重要性と投資促進のための税制上の措置の必要性を認識している。

38

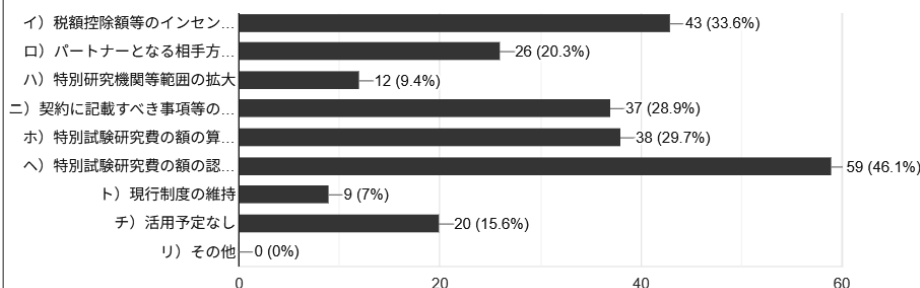
II. 各税目

3. 法人税

(1)実効税率と課税ベース

【問34】 特別試験研究費税額控除制度

オープンイノベーションに関する特別試験研究費税額控除制度
について特に望むこと。(3点以内選択)

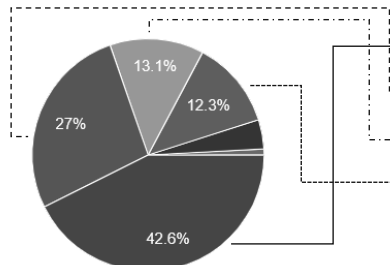


大学・国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセンティブ措置である特別試験研究費税額控除制度については、「金額の認定・監査・確認手続きの簡素化」が46.1%と昨年(52.6%)に続いて最多となった。また「算定方法の簡素化」29.7%、「契約記載事項の簡素化」28.9%と、同様に簡素化を望む会員が多い。「インセンティブの拡大」も33.6%あり、裾野を広げるためには利用しやすい制度の構築が求められる。

39

【問35】イノベーションボックス税制

令和6年度改正で導入されたイノベーションボックス税制についてどのように考えるか。



- イ) 研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間の無形固定資産投資を後押しするものとして、わが国においてもイノベーションボックス税制が導入されたことは評価できる。
- ロ) 本税制の対象となる所得は、特許権及びAI関連のプログラム著作物に係る譲渡所得、ライセンス所得に限定されているが、今後の税制改正に当たっては、これらの知的財産権を活用した製品の販売による所得にも適用範囲を拡大することを検討すべきである。
- ハ) 本税制の対象となる知的財産権は、特許権およびAI関連のプログラム著作物に限定されているが、今後の制度改正に当たってはAI関連以外のソフトウェアにも対象範囲を拡大することを検討すべきである。
- ニ) 研究開発税制と二重の優遇となり、特定の業種・企業に恩恵が偏るおそれがあることからイノベーションボックス税制はこれ以上拡大すべきでない。
- ホ) 本税制の適用期間は7年間とされているが、企業の投資における予見可能性を確保する観点からも、対象となる知的財産権、対象所得の範囲、所得控除率等について所要の見直しを行った上で、恒久的な税制として措置されることが望まれる。
- ヘ) その他

特許等の知的財産から生じる所得の一定割合を控除するイノベーションボックス税制については、「導入を評価できる」と答えた会員が42.6%(昨年41.5%)を占めた。そして適用拡大を求める意見として「適用所得の範囲拡大」が27.0%(昨年20.0%)、「AI関連以外のソフトウェアへの範囲拡大」が13.1%(昨年14.1%)であった。一方、「研究開発税制との二重の優遇となくことから拡大すべきではない」は12.3%(昨年9.6%)にすぎなかった。

40

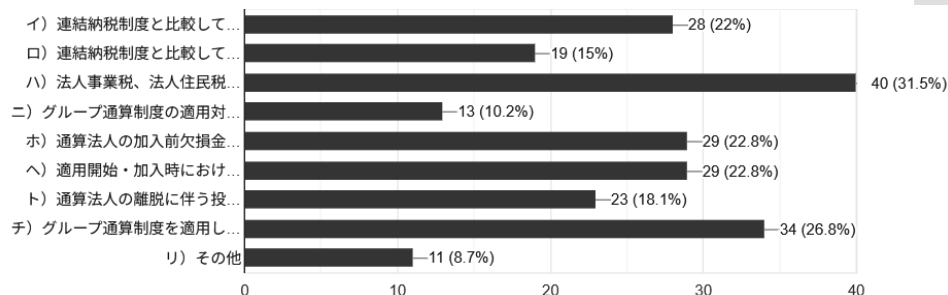
II. 各税目

3. 法人税

(1)実効税率と課税ベース

【問36】グループ通算制度

令和2年度改正で連結納税制度に代わって導入されたグループ通算制度について、どのように考えるか。(複数回答可)



令和4年4月1日以降開始事業年度から適用が始まっているグループ通算制度については、「地方税(事業税・住民税)への適用拡大」を求める会員が31.5%(昨年28.9%)と最多であった。連結納税制度と比較しての事務負担については、「減った」と答えた会員22.0%が「増えた」と答えた会員15.0%を上回っている。このほか自由記述で「納税証明書について、各社ごとの納税状態に応じて発行できるようにして頂きたい」との見直し要望あり。

41

II. 各税目

3. 法人税

(2)法人関連税制

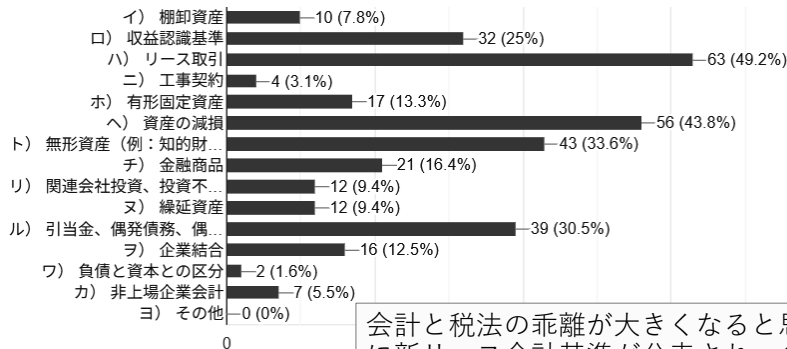
【問37】 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への接近に伴い、会計と税法との乖離が問題とされるが、乖離が大きくなると思われる項目はどれか。(複数回答可)

II. 各税目

3. 法人税

(3) 企業会計と税法の乖離



会計と税法の乖離が大きくなると思われる項目については、令和6年9月に新リース会計基準が公表され、会計上の取扱いが変更されることとなることもあり「リース取引」が最多の49.2%(昨年17.0%)となった。このほか「資産の減損」「無形資産」「引当金・偶発債務・偶発資産」なども会計・税務の双方に目配りが必要なものとして注目されている。

42

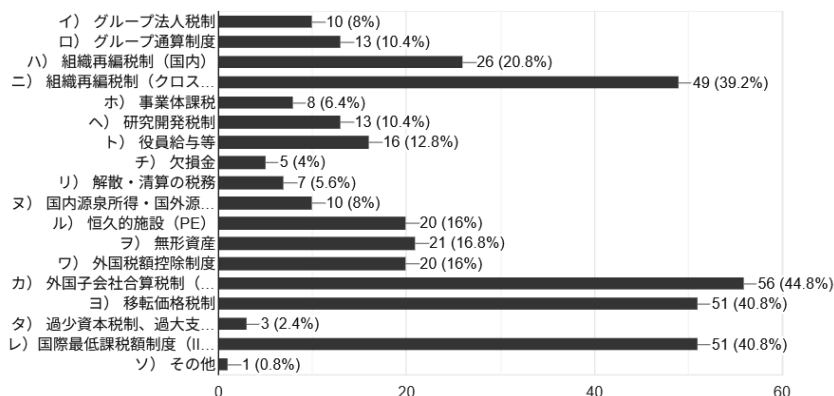
【問38】 課税上の取扱いや租税負担に関する予測可能性

実務上、不透明性を感じ、予測可能性を高めるべきと考える領域があるか。(複数回答可)

II. 各税目

3. 法人税

(4) 税制の予測可能性



実務上の取扱いが不透明で課税上の予測可能性を高めるべき項目については、約4割の会員が「外国子会社合算税制」「移転価格税制」「国際最低課税額制度(IIR, QDMTT, UTPR)」「組織再編成(クロスボーダー)」を挙げた。国際的に事業展開する企業にとって制度・執行における明確性と予測可能性の担保が求められている。

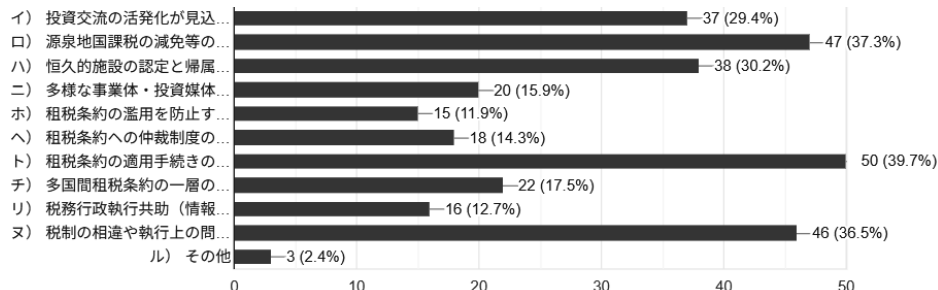
43

【問39】 租税条約

二国間の租税条約について、優先度の高い改善項目はどれか。
(複数回答可)

II. 各税目

4. 国際課税



税務当局間の国際的なネットワークの拡充が進展している中で、二国間の租税条約について改善項目を尋ねた。「租税条約の適用手続きの簡素化」「源泉地国課税の減免等の促進」に加えて新たに選択肢に追加した「税制の相違等により生じる二重課税の確実な排除」が約4割の支持を得た。OECDの国際課税ルールから米国が離脱を表明するなど、複雑さを増す中で、進出先国での課税により生じる国際的二重課税の排除について高い関心が寄せられている。

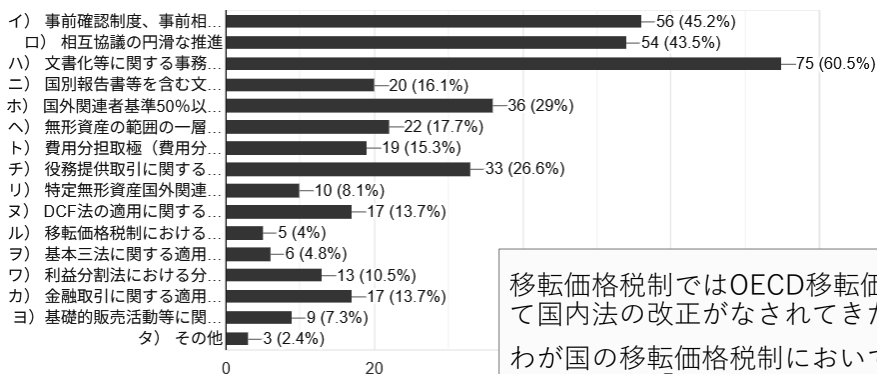
44

【問40】 移転価格税制

わが国の移転価格税制(※)について、今後改善を期待する項目はどれか。(複数回答可)

II. 各税目

4. 国際課税



(※)OECD移転価格ガイドラインの改訂に応じて改正を経てきた。
・無形資産取引に関してDCF法等の評価技法等を導入(令元)。
・費用分担契約と金融取引を中心に事務運営指針を改正(令4)。

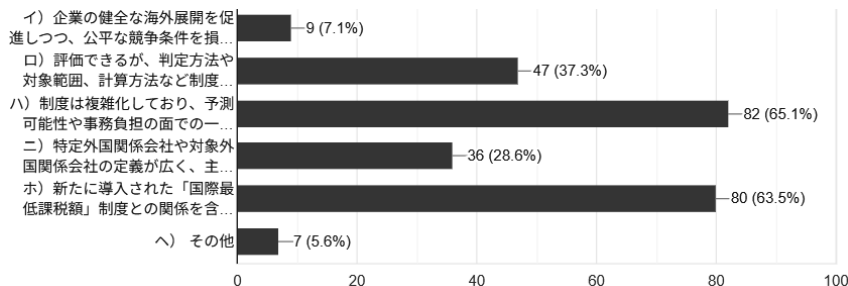
移転価格税制ではOECD移転価格ガイドラインの改訂に応じて国内法の改正がなされてきたところである。

わが国の移転価格税制において、今後改めるべき項目を尋ねたところ、「文書化等に関する事務負担軽減」が60.5%と昨年(60.0%)に次いで最多であり、「事前確認制度・事前相談体制の強化」45.2%(昨年34.1%)、「相互協議の円滑な推進」45.2%(昨年38.5%)がこれに続いた。

45

【問41】外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)

外国子会社合算税制(※)について、どのような評価や関心を持っているか。(複数回答可)



II. 各税目

4. 国際課税

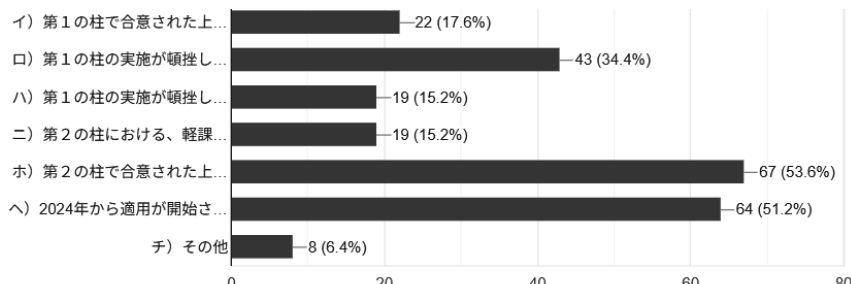
(※) CFC税制ともいう。
・国際最低課税額制度の導入に伴い、特定外国関係会社のトリガー税率を引下げ(令5)。
・外国関係会社の合算時期を見直し(令7)。

わが国の外国子会社合算税制(CFC税制)についての評価や関心事項を複数回答可で尋ねた。「制度が複雑化し予測可能性や事務負担面での改善を望む」が65.1%(昨年58.5%)「国際最低課税額制度との関係を含め事務負担が過大とならないよう見直し及び運用の明確化が必要」が63.5%(昨年64.4%)と、事務負担軽減を望む意見が過半数となった。第2の柱に対応するための企業の事務負担及びコンプライアンスコストが増加するなか、租税負担割合の計算を共通化するなど、既存制度の簡素化を求める意見が多い。

46

【問42】デジタル経済への対応

BEPS包摂的枠組みで合意された第二の柱に関しては、令5改正でIIRが導入され、令7改正でUTPR、QDMTTが導入された。
進展するデジタル経済への国際課税上の対応のあり方について。(複数回答可)

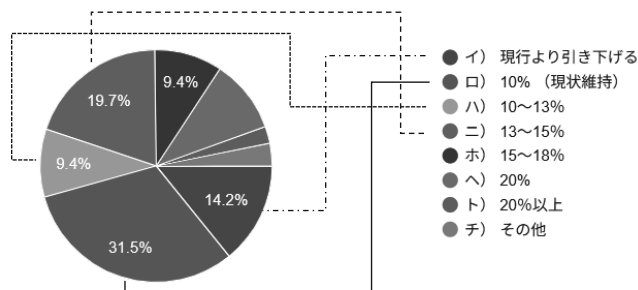


進展するデジタル経済への国際課税上の対応のあり方について、どのような印象や考えを持っているか尋ねたところ、「第二の柱への対応は既存の租税回避防止措置との重複が多く、この排除や簡素化が欠かせない」が53.6%(昨年54.1%)、「IIRのほかUTPR、QDMTTについても予見可能性を確保するため国内法整備・実務上の取扱い・執行方針等の前広な情報提供を望む」が51.2%(昨年43.0%)と半数を超えた。またOECDの国際課税ルールから米国が離脱を表明することで「第一の柱が頓挫した状況にあり、各国の一時的な措置が拡大することに懸念」する会員も3割を超えている。

47

【問43】消費税の引上げの是非、引上げ幅

現在よりも高齢化率が高まる2030年代において
妥当と考える消費税の税率はどの程度か。



令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたが、将来的に消費税率はどの程度が妥当と考えるか尋ねた。「現状維持」が31.5%(昨年28.2%)と最多であるが、昨年最多(32.6%)であった「13~15%」が19.2%に減少し、逆に「現行より引下げ」が14.2%と昨年(5.9%)から増加した。物価高対策等の短期的な視点から消費税率引下げを求める意見がある一方で、社会保障の財源であることなどを理由に慎重な立場もあり、引下げによる経済効果と社会保障財源の課題についての関心の高まりを反映したものと考えられる。

48

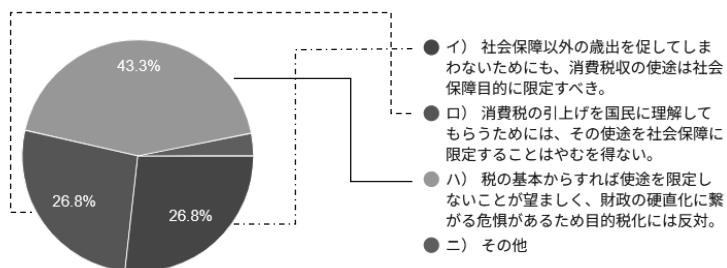
II. 各税目

5. 消費税

(1)消費税率と使途

【問44】消費税の使途及び目的税化

消費税の税収は、年金・医療及び介護の社会保障給付並びに
少子化の対策に要する費用に充てるものとされているが、今後
消費税の税率が引き上げられた場合、使途はどうするべきか。

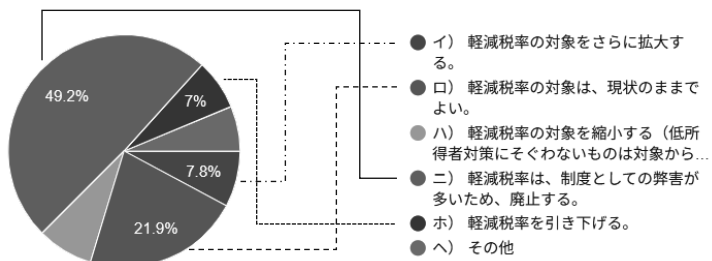


消費税の使途は社会保障4経費に限定されているが、今後税率の引上げがなされたときにその使途はどうするべきか尋ねた。「税の基本からすれば目的税化に反対」が43.3%(昨年34.8%)と最多であるものの、「社会保障以外の歳出を促さないため、社会保障目的に限定すべき」「引上げの国民的理解のため、社会保障に使途を限定することはやむを得ない」がそれぞれ26.8%と、使途について会員の意見は分かれている。

49

【問45】消費税の軽減税率制度

飲食料品及び新聞に適用される軽減税率制度について
どう考えるか。



令和元年10月1日から実施されている消費税の軽減税率制度について尋ねたところ、約半数（49.2%）の会員が「制度としての弊害が多いため廃止すべき」と回答した（昨年48.9%）。一方で「現状維持」に21.9%の会員が同意しており、飲食料品及び新聞を対象とする軽減税率制度が、インボイス制度の導入も経て定着し、一定の理解を得ていることもうかがわれる。

50

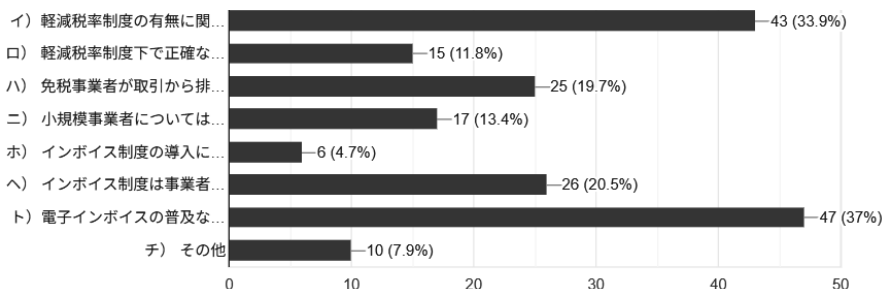
II. 各税目

5. 消費税

(1) 消費税率と使途

【問46】適格請求書等保存方式（インボイス制度）

令和5年10月からインボイス制度が実施されているが、
この制度についてどのように考えるか。（複数回答可）



登録を受けた課税事業者が発行する適格請求書に記載された消費税額を仕入税額控除できるインボイス制度について尋ねた。「軽減税率の有無に関係なく徴税の適正化の観点から必要な制度」との肯定的な意見が33.9%と昨年(23.7%)から増加しており、インボイス制度の浸透に伴い理解が得られている。また「電子インボイスなど事務効率化、生産性向上につながる取組が必要」と答えた会員が37.0%(昨年30.4%)おり、インフラ面を含めた改善要望の意見が寄せられている。

51

II. 各税目

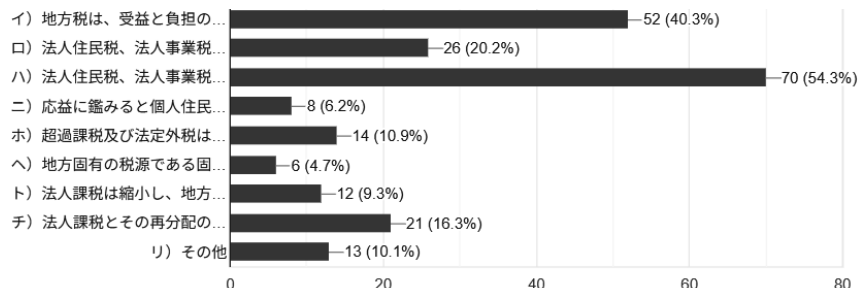
5. 消費税

(2) インボイス制度

【問47】 地方税のあり方

地方税のあり方についてどのように考えるか。

(複数回答可)



地方税のあり方について尋ねたところ、「法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき」が54.3%と昨年(68.9%)に続いて最多となった。次に「地方税は受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底するべき」が40.3%(昨年30.4%)にのぼった。地方自治体の行政サービスによる受益は当該自治体に居住する個人が多いことに対して、法人が様々な名目で負担していることに問題があると考ええる会員が多い。なお、その他では「そもそも地方税が必要なのか」「国税に一本化すべき」「地方税が複雑」といった意見があった。

52

II. 各税目

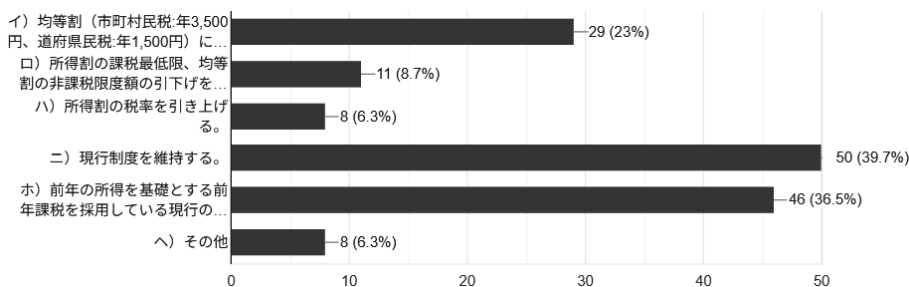
6. 地方税

(1) 地方税

【問48】 個人住民税のあり方

個人住民税のあり方についてどのように考えるか。

(複数回答可)



個人住民税は固定資産税とならぶ地方の基幹税である。税率構造は比例税であり、国税の所得税と比較して応益課税としての性格を強く持っていると言われている。今後の個人住民税のあり方としては、「現行制度を維持」が39.7%(昨年39.3%)で最多であった。「前年の所得を基礎とする前年課税から現年課税に変更するべき」も36.5%(昨年36.3%)とほぼ同率であった。個人住民税は地域社会の会費的性格をもち「均等割を引き上げるべき」と回答した会員は23.0%を占めた。

53

II. 各税目

6. 地方税

(2) 個人住民税

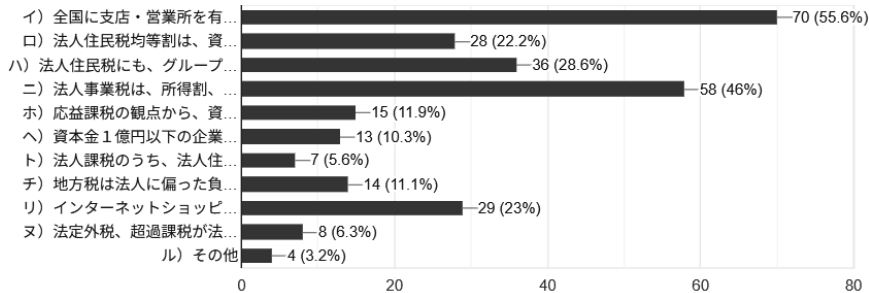
【問49】法人住民税・法人事業税等のあり方

法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えるか。
(複数回答可)

II. 各税目

6. 地方税

(3)法人住民税・事業税



法人住民税・法人事業税のあり方について尋ねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、各地に申告納付を行う事務負担が非常に大きいので、利便性の向上を求める」との回答が55.6%と昨年(59.3%)に続いて最多であった。そして「法人事業税は、所得割・付加価値割・資本割が併用される等、仕組みが複雑であり、簡素化を求める」との回答が46.0%(昨年48.2%)と半数近い会員が簡素化を求めている。このほか、地方税へのグループ通算制度導入を望む声も根強い。

54

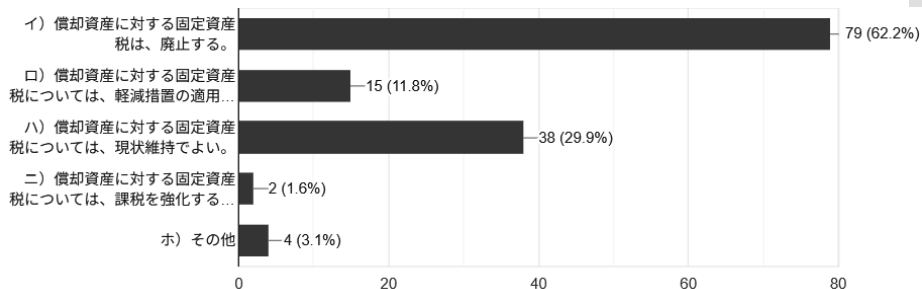
【問50】固定資産税のあり方

償却資産に対する固定資産税のあり方についてどのように考えるか。(複数回答可)

II. 各税目

6. 地方税

(4)固定資産税



償却資産に対する固定資産税については、昨年(67.4%)に引き続き「廃止すべき」との回答が62.2%と半数を超えた。固定資産税は応益性を根拠として課税されているものの、償却資産の大小(負担)と市町村の公共サービス(受益)との関連性は希薄であり、課税の是非を含めて検討すべきという考え方が背景にあると考えられる。またその他の意見では、経済のデジタル化が進む一方で、製造業に対して課税する税制に疑問の声も上がっていた。

55

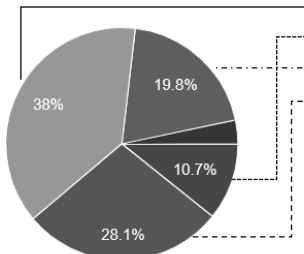
【問51】グリーン社会の実現と税制

脱炭素に向けた取組を推進するため、2023年に制定されたGX推進法では炭素に対する賦課金と排出量取引制度が盛り込まれた。グリーン社会の実現と税制についてどのように考えるか。

II. 各税目

7. その他の税制等

(1)環境関連税制



- イ)炭素税(賦課金)は、カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い、イノベーションを阻害し、グリーン社会の実現に逆行するので反対である。
- ロ)炭素税(賦課金)は、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすものであり、その政策効果や国民負担等の観点からの検証が十分とはいえないことから、導入は尚早である。
- ハ)炭素排出に値付けをする経済的手法は、イノベーションや投資を促進し、産業の競争力強化や経済成長との両立が図られるよう、各種の政策手段との組合せ、導入時期や対象範囲、負担水準、使途など適切な制度設計が必要である。
- ニ)持続的な経済成長や産業の競争力強化のためには、本格的な炭素税の導入を含むカーボンプライシングの活用を進め、主要国に遅れることなく、脱炭素型社会への構造転換を促進することが必要である。
- ホ)その他

GX推進法では、炭素に対する賦課金(2028年度から実施)と排出量取引制度(2033年度から実施)が盛り込まれた。グリーン社会の実現と税制との関係について尋ねたところ、「イノベーションや投資を促進し、産業の競争力強化や経済成長との両立が図られるような制度設計が必要」38.0%、「カーボンプライシングの活用を通じて脱炭素型社会への構造転換を促進することが必要」19.8%と、ポジティブな意見が7割近くとなった。

一方で「炭素税の導入は時期尚早」28.1%「炭素税には反対」10.7%との慎重な意見もある。

56

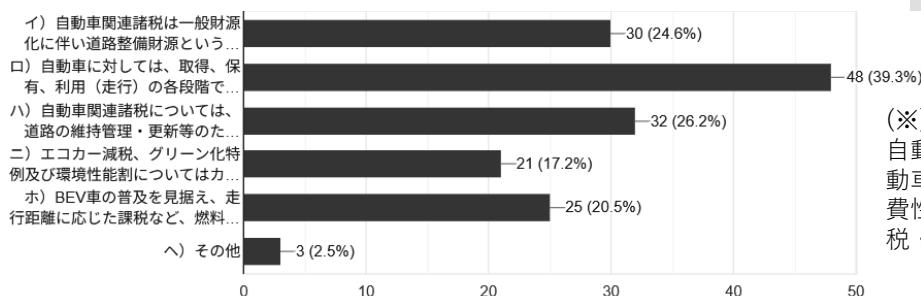
【問52】車体課税

自動車関連諸税のあり方についてどのように考えるか。
(複数回答可)

II. 各税目

7. その他の税制等

(1)環境関連税制



(※)自動車取得税の廃止、自動車重量税・自動車税・軽自動車税は、エコカー減税等、燃費性能や環境性能等に応じた免税・軽減が行われてきた。

自動車の保有・利用形態、自動車産業における変革、電動車の普及等を踏まえて自動車関連諸税の見直しが検討されているが、今後のあり方について尋ねた。「取得・保有・利用(走行)の各段階でいくもの税が課され、国際的に見ても高い負担水準を軽減すべき」が39.3%(昨年40.0%)で最多となった。

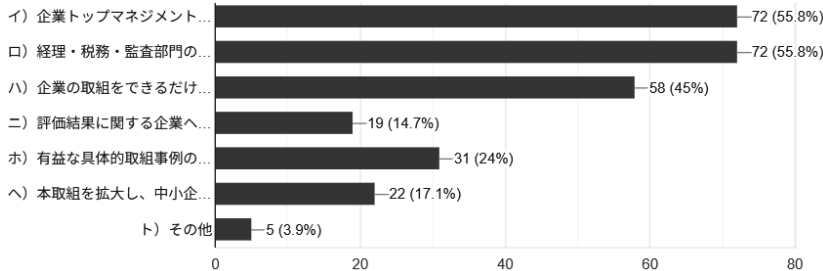
このほか「自動車関連諸税を目的税化すべき」26.2%、「自動車関連諸税は一般財源化し課税根拠が希薄になったため廃止すべき」24.6%、「BEV車の普及を踏まえ走行距離に応じた課税も含め自動車関連諸税の考え方・体系を再構築すべき」20.5%など、さまざまな意見が出されている。

57

【問53】 税務に関するコーポレート・ガバナンス(税務CG)

税務当局が推進してきた、税務CGの充実にに向けた取組(※)についてどのように考えるか。(複数回答可)

III. 税に関する意識・納税環境



(※)リスク・ベース・アプローチの考え方に基づく実地調査の重点化、評価結果の伝達、情報提供の充実など

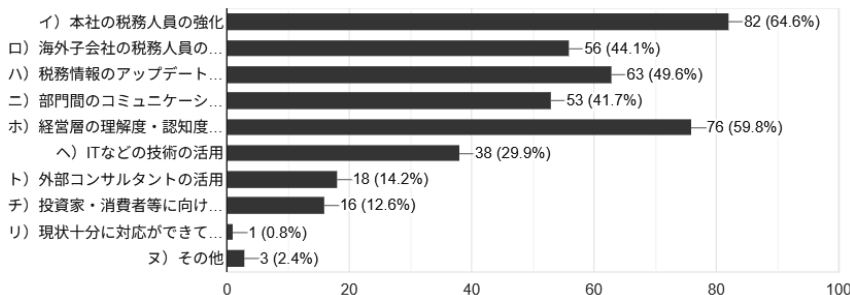
大企業の税務CGの維持・向上には、企業自らが税務に関するコーポレート・ガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的との観点から、税務当局はその充実にに向けた取組を推進している。この取組をどう考えているか尋ねたところ、「企業トップマネジメントの適切な関与が必要」と「経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要」との回答がいずれも半数を超え、企業自ら主体的に対応していくべきと捉えている。「企業の取組を尊重し、調査の必要度を決定すべき」が45.0%と、税務CGを充実させることの具体的なメリットを求める意見も出ている。

58

【問54】 企業の税務ガバナンス

グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスにおける重要な点は何か。(複数回答可)

III. 税に関する意識・納税環境



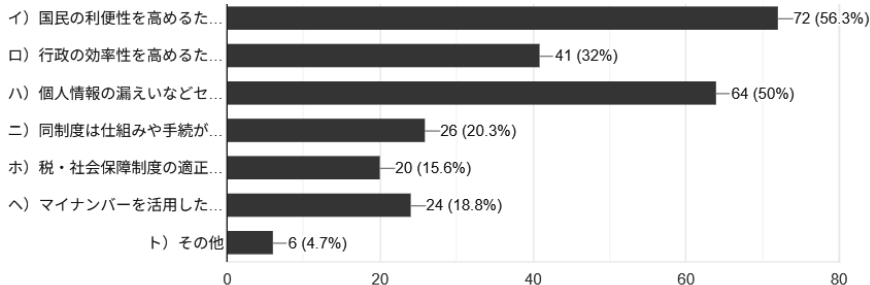
複雑化する税制に対応し企業価値を向上させるためにも、税務ガバナンスの強化が重要な位置づけとされている。今後の重要な点を尋ねたところ、「本社の税務人員の強化」64.6%(昨年52.6%)、「経営層の理解度・認知度の向上」59.8%(昨年57.8%)を半数以上の会員が挙げた。また「税務情報のアップデート・収集」「海外子会社の人員強化」「部門間のコミュニケーション」も半数近くの会員が重要な点と認識している。

59

【問55】マイナンバー制度

III. 税に関する意識・納税環境

マイナンバー制度についてどのように考えるか。
(3点以内選択)



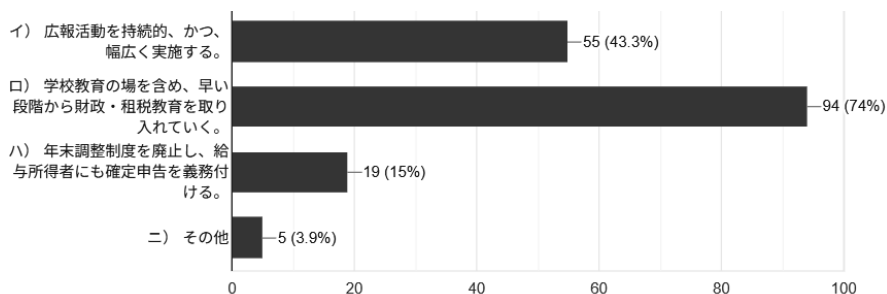
行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のために、マイナンバー制度がその基盤となることが期待されている。マイナンバー制度についての考えを尋ねたところ、「国民の利便性を高めるため、分野の拡大を望む」56.3%(昨年54.1%)、「個人情報の漏えいなどの不安があり徹底した情報管理が必要」50.0%(昨年43.0%)と答えた会員が半数を超えた。セキュリティを確保しながら積極的に活用すべきと考えている会員が多い。

60

【問56】納税者の知見・意識の向上

III. 税に関する意識・納税環境

国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税意識を高めるために、どのような政策が有効と考えるか。(複数回答可)



国民の財政・税に関する知識や意識を高めるために有効な政策を尋ねたところ、「学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく」ことを74.0%(昨年71.9%)も会員が有効と答えた。また「広報活動を持続的かつ幅広く実施する」ことも43.3%(昨年45.9%)の会員が有効と考えている。

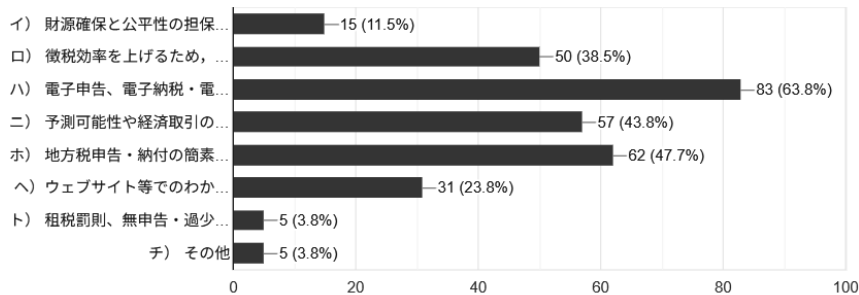
61

【問57】 納税環境の整備

III. 税に関する意識・納税環境

納税環境の整備について重要と思われるものは何か。

(複数回答可)



納税環境の整備としてどのような施策・取組みが重要か尋ねたところ、「電子申告、電子納税・電子帳簿等の利用促進・改善など税務行政のDX化の更なる推進」が63.8%(昨年60.7%)と最多となった。ほかに「地方税申告・納付の簡素化」「予測可能性や経済取引の安全性確保のための事前照会制度や相談体制の充実」「徴税効率を上げるため、地方公共団体間での事務事業の共同化や国との連携強化」も4割近くの会員が重要と答えた。租税制度の改革とともにコンプライアンスコストの削減のための税務手続き、納税環境の改善にも十分な配慮が必要である。

税制に関する意見（アンケート）調査（2025）

（公社）日本租税研究協会

	維持（法人）会員		通常（個人）会員		全体	
	会員数	288	会員数	478	会員数	766
	回収数	88	回収数	46	回収数	134
	回収率	30.6%	回収率	9.6%	回収率	17.5%
I. 財政及び税制全般						
1. 経済及び財政政策全般						
(1) 全般						
【問1】 日本が抱える政策課題						
日本が取り組むべき構造的な政策課題のうち優先すべきものを3つお選びください。						
イ) 社会資本の整備・充実（防災・減災、レジリエンスの強化）	19	22.6%	15	32.6%	34	26.2%
ロ) 持続的な経済成長（賃上げ・物価の安定を含む）	60	71.4%	22	47.8%	82	63.1%
ハ) 通商・貿易政策（自由・公正な貿易・投資の維持・推進）	10	11.9%	9	19.6%	19	14.6%
ニ) 行政改革	3	3.6%	6	13.0%	9	6.9%
ホ) 税制改革	22	26.2%	10	21.7%	32	24.6%
ヘ) 財政健全化	35	41.7%	14	30.4%	49	37.7%
ト) 社会保障制度改革	19	22.6%	13	28.3%	32	24.6%
チ) 働き方・労働市場の改革（雇用の流動化、リスクリング、給与制度見直しを含む）	3	3.6%	1	2.2%	4	3.1%
リ) イノベーションの推進（デジタル・AIの活用等）	19	22.6%	9	19.6%	28	21.5%
ヌ) 産業構造の転換（スタートアップ・新陳代謝の促進等）	2	2.4%	2	4.3%	4	3.1%
ル) 人口減少・少子化対策（子育て・こども政策、労働力不足への対応）	32	38.1%	16	34.8%	48	36.9%
ヲ) 地方創生・地方分権	1	1.2%	2	4.3%	3	2.3%
ワ) 文教・科学技術の振興	0	0.0%	3	6.5%	3	2.3%
カ) 外交・安全保障（経済安全保障を含む）	17	20.2%	7	15.2%	24	18.5%
ヨ) 気候変動・地球温暖化への対応	10	11.9%	2	4.3%	12	9.2%
タ) ダイバーシティの実現	3	3.6%	2	4.3%	5	3.8%
レ) 貧困・格差への対応	0	0.0%	5	10.9%	5	3.8%
ソ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.2%	2	4.3%	3	2.3%
(2) 経済及び財政政策						
【問2】 財政赤字と財政健全化						
我が国の財政収支・プライマリーバランスは赤字が続いております。コロナ禍において拡大した財政赤字の改善も進んでおらず、国・地方の長期債務残高は1,300兆円を超え、対GDP比2.1倍と国際的にも突出した水準になっています。財政構造改革は重要な政策課題ですが、財政健全化に関して、あなたの考え方に近い選択肢はどれですか。						
イ) 歳出における重点化・効率化・適正化を進める必要がある。	49	59.8%	21	47.7%	70	55.6%
ロ) 消費税などの増税を通じて歳入確保を進める必要がある。	5	6.1%	4	9.1%	9	7.1%
ハ) 経済成長を通じて税収増を目指す必要がある。	26	31.7%	13	29.5%	39	31.0%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	2	2.4%	6	13.6%	8	6.3%
【問3】 財政健全化の取組を担保する仕組み						
財政健全化推進のためには、どのようにすべきと考えますか。						
イ) 財政健全化法を制定する。	10	12.5%	8	17.8%	18	14.4%
ロ) 政府や政治から独立した立場で財政状況の分析、財政運営の評価・検証を行い、財政健全化の達成状況をモニタリングする独立財政機関を設置する。	27	33.8%	19	42.2%	46	36.8%
ハ) 中長期財政計画を閣議決定し、拘束性を強める。	12	15.0%	3	6.7%	15	12.0%
ニ) 経済財政諮問会議において、財政健全化目標の達成状況についてチェック機能を強化する。	10	12.5%	5	11.1%	15	12.0%
ホ) 経済成長を通じて税収増を目指すことが重要であり、財政健全化目標のあり方は、有事には柔軟性をも許容する現在の形のままで良い。	19	23.8%	6	13.3%	25	20.0%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	2	2.5%	4	8.9%	6	4.8%
【問4】 歳出削減						
高齢化の進行に伴う社会保障費の増大等により、わが国の歳出はさらに増大します。財政健全化に向けて、歳入面での見直しとともに、歳出面での思い切った効率化・重点化は避けて通れないようにも思えます。その場合、今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。（複数回答可）						
イ) 社会保障	52	63.4%	16	34.8%	68	53.1%
ロ) 公共事業	20	24.4%	14	30.4%	34	26.6%
ハ) 防衛	3	3.7%	6	13.0%	9	7.0%
ニ) 文教・科学振興	0	0.0%	1	2.2%	1	0.8%
ホ) 地方交付税等	12	14.6%	10	21.7%	22	17.2%
ヘ) 公務員人件費	12	14.6%	12	26.1%	24	18.8%
ト) 特別会計、独立行政法人等	51	62.2%	25	54.3%	76	59.4%
チ) 削減すべきものはない	3	3.7%	1	2.2%	4	3.1%
リ) その他（具体的にご記入ください）	9	11.0%	4	8.7%	13	10.2%

(3) 受益と負担						
【問5】 受益と負担水準						
これまで我が国においては、社会保障に係る国民の受益と負担が「中福祉－低負担」になっており、その財政負担を将来世代へ先送りしている状況です。今後、少子高齢化の進行に伴い支出がさらに増加することになりますが、今後の社会保障のあり方としてどのような方向性が望ましいでしょうか。						
イ） 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについては、「低福祉－低負担」とする。	19	23.2%	7	15.6%	26	20.5%
ロ） 現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉－中負担」を目指す。	57	69.5%	30	66.7%	87	68.5%
ハ） 「より安心な社会」を目指し、それに見合う負担が望ましく、「高福祉－高負担」に踏み出す。	2	2.4%	5	11.1%	7	5.5%
ニ） その他（具体的にご記入ください）	4	4.9%	3	6.7%	7	5.5%
【問6】 国民負担率に関する意識						
我が国の、租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率は46.2%（令和7年度見通し、国税・地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。膨大な累積債務残高や高齢化の進行による社会保障関連支出の増大が見込まれることからすれば、国民の税・社会保険料負担の上昇は避けられないものと思われます。国民負担率については、どの程度までなら許容できますか。 （参考）各国の国民負担率（日本は2025年度見通し、日本以外は2022年実績） 日本46.2% アメリカ36.4% イギリス49.7% ドイツ55.9% フランス68.1% スウェーデン55.5%						
イ） 60%程度までの負担はやむを得ない。	2	2.4%	6	13.3%	8	6.3%
ロ） 50%程度を限度とする。	34	41.5%	15	33.3%	49	38.6%
ハ） 現状レベルを維持する。	27	32.9%	11	24.4%	38	29.9%
ニ） 現状でも、負担レベルが高く、負担レベルを下げる。	18	22.0%	11	24.4%	29	22.8%
ホ） その他（具体的にご記入ください）	1	1.2%	2	4.4%	3	2.4%
【問7】 社会保障改革の方向性について						
社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、膨張を続ける社会保障関係費の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在、社会保障改革のなかで効率化・重点化に向けた検討課題として挙げられている下記の項目のうち、優先的に取り組むべきものを3つ以内で選びください。						
イ） 医療の効率化（医療提供体制の改革、医療の無駄排除等）	64	78.0%	31	68.9%	95	74.8%
ロ） 生活保護の適正化	39	47.6%	22	48.9%	61	48.0%
ハ） 少子化対策の抑制（子育て支援なども含む）	13	15.9%	7	15.6%	20	15.7%
ニ） 診療報酬・薬価、介護報酬等の引下げ	14	17.1%	14	31.1%	28	22.0%
ホ） 高齢者の負担の見直し（高齢者医療費自己負担割合の引上げ、介護高齢者の利用者負担の拡大等）	47	57.3%	21	46.7%	68	53.5%
ヘ） 年金支給開始年齢の引上げ	15	18.3%	11	24.4%	26	20.5%
ト） 年金給付水準の引下げ	7	8.5%	1	2.2%	8	6.3%
チ） その他（具体的にご記入ください）	6	7.3%	2	4.4%	8	6.3%
【問8】 社会保障財源について						
社会保障給付費用（年金・医療・介護、子育てその他）は年々増加し、2024年度（予算ベース）では137.8兆円に上っています。その財源は保険料（80.3兆円）のほか、公費負担（税・国債54.7兆円）等により賅われており、国の一般会計歳出における社会保障費は33.1%、国債費は24.4%を占めています。今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75歳～）となり医療・介護等の費用や少子化対策費用も急速に増加すると見込まれます。その場合、社会保障政策に関する財源として最も優先すべきものはどれですか。						
イ） 消費税の引上げにより賅うべき	27	32.9%	16	35.6%	43	33.9%
ロ） 社会保険料の負担増により賅うべき	4	4.9%	4	8.9%	8	6.3%
ハ） 国債発行により賅うべき	11	13.4%	6	13.3%	17	13.4%
ニ） 税体系全般の見直しにより財源を確保するべき	33	40.2%	17	37.8%	50	39.4%
ホ） その他	7	8.5%	2	4.4%	9	7.1%
2. 税制全般						
(1) 税制改正に向けての基本的視点						
【問9】 租税原則						
次の租税原則のうち、税制改正において、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。						
イ） 公平の原則	47	56.6%	20	44.4%	67	52.3%
ロ） 中立の原則	9	10.8%	6	13.3%	15	11.7%
ハ） 簡素の原則	25	30.1%	17	37.8%	42	32.8%
ニ） その他（具体的にご記入ください）	2	2.4%	2	4.4%	4	3.1%
【問10】 税制改革にあたって重要な視点						
税制改革に当たり、租税原則に加え、特に重視する点はどのようなことですか。3つ以内で選びください。						
イ） 経済成長	65	77.4%	26	56.5%	91	70.0%
ロ） 人口減少・少子高齢化に対応した税制の構築	33	39.3%	27	58.7%	60	46.2%
ハ） 所得格差の是正（所得再分配機能の回復）	13	15.5%	16	34.8%	29	22.3%
ニ） 世代間格差の是正	15	17.9%	7	15.2%	22	16.9%

ホ) 地域間格差の是正（地方間の税源偏在の是正）	4	4.8%	1	2.2%	5	3.8%
ヘ) 安定的な税収の確保	29	34.5%	14	30.4%	43	33.1%
ト) デジタル社会の進展	18	21.4%	9	19.6%	27	20.8%
チ) 国際的な調和	30	35.7%	8	17.4%	38	29.2%
リ) 地方分権の推進（国税と地方税の役割分担の明確化を含む）	5	6.0%	8	17.4%	13	10.0%
ヌ) 脱炭素社会への取組（カーボンプライシングを含む）	8	9.5%	3	6.5%	11	8.5%
ル) その他（具体的にご記入ください）	1	1.2%	5	10.9%	6	4.6%
【問11】 税目別バランスと税制改正						
日本の課税状況（国税・地方税計）は、令和6年度（予算ベース）で、個人所得課税が26.7%、法人課税が24.4%、消費課税が34.9%、資産課税等が14.0%という税収構造比率になっています。今後、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。 （参考）各国の税目別バランス 日本 個人所得 26.7%、法人所得 24.4%、消費 34.9%、資産等 14.0%（2024年度予算ベース） アメリカ 個人所得 55.6%、法人所得 7.9%、消費 21.5%、資産等 15.0%（2021年実績） ドイツ 個人所得 42.7%、法人所得 9.6%、消費 42.6%、資産等 5.1%（ " ） フランス 個人所得 31.3%、法人所得 8.3%、消費 40.3%、資産等 20.1%（ " ） イギリス 個人所得 36.4%、法人所得 10.6%、消費 38.2%、資産等 14.8%（ " ）						
イ) 消費税をより重視する	24	28.9%	7	15.6%	31	24.2%
ロ) 消費税と個人所得税をより重視する	24	28.9%	11	24.4%	35	27.3%
ハ) 個人所得税をより重視する	2	2.4%	2	4.4%	4	3.1%
ニ) 資産課税をより重視する	8	9.6%	5	11.1%	13	10.2%
ホ) 法人課税をより重視する	9	10.8%	11	24.4%	20	15.6%
ヘ) 日本の現状を維持	16	19.3%	6	13.3%	22	17.2%
ト) その他（具体的にご記入ください）	0	0.0%	3	6.7%	3	2.3%
Ⅱ. 各税目						
1. 個人所得税						
(1) 税収調達機能と所得再分配機能						
【問12】 個人所得税と税収調達機能						
個人所得税の負担のあり方についてどのようにお考えですか。（複数回答可）						
イ) 低所得層については減税をするべき	10	12.5%	16	34.8%	26	20.6%
ロ) 中所得層については減税をするべき	18	22.5%	12	26.1%	30	23.8%
ハ) 高所得層については減税をするべき	11	13.8%	3	6.5%	14	11.1%
ニ) 低所得層については増税をするべき	7	8.8%	4	8.7%	11	8.7%
ホ) 中所得層については増税をするべき	4	5.0%	3	6.5%	7	5.6%
ヘ) 高所得層については増税をするべき	25	31.3%	24	52.2%	49	38.9%
ト) 現状で妥当	29	36.3%	7	15.2%	36	28.6%
チ) その他（具体的にご記入ください）	8	10.0%	3	6.5%	11	8.7%
【問13】 所得階層について						
税制改正等で中所得層について話題になることがあります。どの範囲の所得層を中所得層と考えていますか。該当する範囲を以下の選択肢から全てお選び下さい。 *個人の年収でご回答ください。 例：年収400～800万円の場合、ニ) ホ) ヘ) ト) を全て選択。						
イ) 年収 200万円以下	0	0.0%	1	2.2%	1	0.8%
ロ) 年収 200万円超 300万円以下	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ハ) 年収 300万円超 400万円以下	3	3.8%	3	6.5%	6	4.8%
ニ) 年収 400万円超 500万円以下	42	52.5%	15	32.6%	57	45.2%
ホ) 年収 500万円超 600万円以下	54	67.5%	25	54.3%	79	62.7%
ヘ) 年収 600万円超 700万円以下	58	72.5%	30	65.2%	88	69.8%
ト) 年収 700万円超 800万円以下	54	67.5%	29	63.0%	83	65.9%
チ) 年収 800万円超 900万円以下	36	45.0%	22	47.8%	58	46.0%
リ) 年収 900万円超1000万円以下	27	33.8%	16	34.8%	43	34.1%
ヌ) 年収1000万円超1500万円以下	14	17.5%	10	21.7%	24	19.0%
ル) 年収1500万円超2000万円以下	4	5.0%	5	10.9%	9	7.1%
ヲ) 年収2000万円超	1	1.3%	1	2.2%	2	1.6%
【問14】 税制による所得再分配						
わが国の所得税制による所得再分配について、今後の方向性としてどのようにお考えですか。						
イ) 所得の再分配機能を強める。	23	28.0%	22	50.0%	45	35.7%
ロ) 現行制度を継続する。	44	53.7%	15	34.1%	59	46.8%
ハ) 所得の再分配機能を抑制する。	11	13.4%	5	11.4%	16	12.7%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	4	4.9%	2	4.5%	6	4.8%

(2) 税率と所得控除等						
【問15】 税率構造と適用ブラケット						
所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5%から45%の7段階に区分されています。所得税制における税率構造と適用ブラケット（その税率が適用される所得金額の範囲）について最も重要な改正論点はどれでしょうか。						
(参考) 所得税の税率表						
	課税所得金額	適用税率	納税者数(※)			
	1,000円 から 1,949,000円まで	5%	約3,060万人			
	1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	約1,130万人			
	3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	約 810万人			
	6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	約 90万人			
	9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	約 80万人			
	18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	約 30万人			
	40,000,000円 以上	45%	約 10万人			
(※令和4年度予算ベースの推計値)						
イ)	低税率（税率5%・10%）の対象者は、現状よりも低所得層に限定する。	21	25.6%	8	18.6%	29 23.2%
ロ)	最高税率のみを現在よりも引き上げる。	19	23.2%	14	32.6%	33 26.4%
ハ)	最高税率はそのままに、税率の刻みを増やす。	16	19.5%	6	14.0%	22 17.6%
ニ)	現行の税率構造等を維持する。	20	24.4%	12	27.9%	32 25.6%
ホ)	その他（具体的にご記入ください）	6	7.3%	3	7.0%	9 7.2%
【問16】 所得税の課税最低限の水準						
令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、基礎控除の額と給与所得控除の最低保障額がそれぞれ10万円引き上げられ、さらに、年収200万円以上850万円以下の給与所得者に対しては基礎控除の額が最高37万円上乘せされることとなりました（令和7年分～令和9年分）。						
その結果、所得税の課税最低限（基礎控除＋給与所得控除の最低保障額）は、103万円から160万円まで引き上げられました。所得税の課税最低限の水準についてどう考えますか。						
イ)	所得税の課税最低限はさらに引き上げるべきである。	21	26.3%	13	29.5%	34 27.4%
ロ)	令和7年度改正で引き上げられた水準（上乘せ分含む）を維持すべきである。	27	33.8%	12	27.3%	39 31.5%
ハ)	物価変動に応じた適時の見直しは必要であるが、中低所得者層を対象とした上乘せ分は期限到来時に廃止すべきである。	17	21.3%	8	18.2%	25 20.2%
ニ)	所得税の課税最低限を引き下げ、課税対象となる人の数を増やすべきである。	9	11.3%	10	22.7%	19 15.3%
ホ)	その他（具体的にご記入ください）	6	7.5%	1	2.3%	7 5.6%
【問17】 給与所得控除の在り方						
給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。給与所得控除のあり方についてどのように考えますか。						
(注) 近年の税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復、働き方の多様化への対応などの観点から給与所得控除について次のような見直しが行われています。						
・給与所得控除の上限設定：給与所得控除については、平成29年～平成31年分は年収1000万円を越えると220万円で、令和2年分以後は年収850万円を超えると195万円（子育て世帯は特例で上限210万円）で固定。						
・給与所得控除から基礎控除への振替え						
・特定支出控除の見直し						
・令和7年度改正では、「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」として、最低保障額が55万円から65万円に引上げ。						
イ)	給与所得控除は拡大すべきである。	28	34.1%	12	27.3%	40 31.7%
ロ)	給与所得控除は現行で妥当である。	40	48.8%	20	45.5%	60 47.6%
ハ)	給与所得控除はさらに縮小すべきである。	7	8.5%	8	18.2%	15 11.9%
ニ)	現行の特定支出控除制度をさらに拡充する。	4	4.9%	2	4.5%	6 4.8%
ホ)	その他（具体的にご記入ください）	3	3.7%	2	4.5%	5 4.0%
(3) その他						
【問18】 総合課税と金融所得課税の一元化						
現行の金融所得に対する課税の一元化（利子・配当、譲渡損益等の損益通算、分離課税制度）について、どのようにお考えですか。						
イ)	金融所得についても他の所得と合算して累進税率を適用する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化（現行の分離課税制度）は反対。	9	10.6%	10	22.2%	19 14.6%
ロ)	金融商品間の課税の中立性を確保するとともに、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化（損益通算の範囲拡大）を促進する。	42	49.4%	7	15.6%	49 37.7%
ハ)	現行の金融所得に対する分離課税制度を維持する。	25	29.4%	16	35.6%	41 31.5%
ニ)	金融所得に対する分離課税制度は維持すべきであるが、適用税率を引き上げるべき。	5	5.9%	9	20.0%	14 10.8%
ホ)	その他（具体的にご記入ください）	4	4.7%	3	6.7%	7 5.4%

【問19】 公的年金課税 公的年金等は受取時に雑所得として課税されますが、公的年金等控除の適用により税負担の軽減が図られています。公的年金等控除については、平成30年度改正において上限額の設定及び年金以外に多額の所得がある年金受給者に適用される控除額の引下げが行われました。公的年金課税についてどう考えますか。（複数回答可） イ）年金課税については、拋出時・運用時は非課税、給付時も実質非課税となっているため、公的年金等控除の引下げ等により給付時の課税を強化すべきである。 ロ）多額の資産を有する年金受給者についても、公的年金等控除額の引下げや上限の設定を行う。 ハ）現行の制度を維持する。 ニ）その他（具体的に記入ください）	18 22.0% 41 50.0% 27 32.9% 2 2.4%	9 19.6% 18 39.1% 18 39.1% 3 6.5%	27 21.1% 59 46.1% 45 35.2% 5 3.9%
【問20】 所得税のその他の改正 問12～18までの所得税の論点以外で重要と思われる改正論点はどれでしょうか。（複数回答可） イ）NISAやiDeCoなど、家計の資産形成の支援のための制度の拡充を図る。 ロ）賃金の支給形態の多様化が進む中で、退職給付に対する税制上の優遇の見直しを図る。 ハ）働き方の違い等によって有利・不利が生じないよう、企業年金・個人年金等に関する税制上の取扱いを検討する。 ニ）特別な人的控除（障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除等）について簡素化をする。 ホ）公益的活動等に関する寄附税制を拡充する。 ヘ）可能な限り所得控除を税額控除に改める。 ト）所得の増加に応じて諸控除を遞減又は消失させる所得控除を導入する。 チ）低所得者対策として、税額控除と給付を一体化した制度を導入する。 リ）夫婦の働き方の選択への中立性、少子化対策などの観点から、現行の個人単位の課税方式を見直し、合算分割方式（2分2乗、N分N乗）方式を導入する。 ヌ）その他（具体的に記入ください）	43 51.2% 16 19.0% 33 39.3% 15 17.9% 10 11.9% 18 21.4% 5 6.0% 19 22.6% 21 25.0% 4 4.8%	18 39.1% 15 32.6% 16 34.8% 12 26.1% 11 23.9% 6 13.0% 7 15.2% 12 26.1% 16 34.8% 4 8.7%	61 46.9% 31 23.8% 49 37.7% 27 20.8% 21 16.2% 24 18.5% 12 9.2% 31 23.8% 37 28.5% 8 6.2%
2. 相続税・贈与税			
【問21】 相続税 相続税についてどのように考えますか。（複数回答可） ・相続税の基礎控除は3000万円+600万円×法定相続人数、税率は10%から55%の8段階の超過累進税率。 ・令和5年における相続税の課税割合（被相続人ベース）は9.9%。 イ）相続税の税率を引き上げる。 ロ）相続税の基礎控除を引き下げる。 ハ）相続税の税率を引き下げる。 ニ）相続税の基礎控除を引き上げる。 ホ）現行のままでよい。 ヘ）その他（具体的に記入ください）	8 9.6% 6 7.2% 8 9.6% 23 27.7% 40 48.2% 5 6.0%	11 23.9% 8 17.4% 7 15.2% 21 45.7% 11 23.9% 3 6.5%	19 14.7% 14 10.9% 15 11.6% 44 34.1% 51 39.5% 8 6.2%
【問22】 贈与税の非課税措置 贈与税については、高齢化に伴い相続による資産移転の時期が遅くなったことを受け、住宅取得等資金、教育資金及び結婚・子育て資金の贈与に係る非課税措置が手当てされています。一方で、適用期限の延長の際には、節税的な利用を制限するなど、格差固定を防止する観点からの見直しを加えられています。贈与税の非課税措置についてどのように考えますか。 イ）高齢者の保有する資産の有効活用という政策目的には意義があり、経済活性化にも資するものであるため積極的に拡充する。 ロ）政策目的には意義が認められるが、格差の固定につながり、公平性の観点からも好ましくないため、縮小・廃止する。 ハ）現行のままでよい。 ニ）その他（具体的に記入ください）	29 35.8% 20 24.7% 29 35.8% 3 3.7%	18 40.0% 16 35.6% 10 22.2% 1 2.2%	47 37.3% 36 28.6% 39 31.0% 4 3.2%
【問23】 事業承継税制 我が国の中小企業の経営の円滑な承継を促進する目的から、事業承継をする後継者が特定の要件を満たすことで相続税・贈与税が猶予及び免除される事業承継税制が導入されています。平成30年度税制改正において一部要件の緩和などの特例（2027年末までの時限措置）が講じられ、また、令和元年度税制改正において個人事業者の事業承継税制も導入されています。我が国の事業承継税制についてどのように考えますか。 イ）事業承継税制を拡充する。 ロ）事業承継税制を縮小（廃止を含む）する。 ハ）現行のままでよい。 ニ）その他（具体的に記入ください）	35 42.2% 8 9.6% 36 43.4% 4 4.8%	25 55.6% 7 15.6% 11 24.4% 2 4.4%	60 46.9% 15 11.7% 47 36.7% 6 4.7%
3. 法人税			
(1) 法人実効税率と課税ベース			
【問24】 法人税改革 法人課税については、近年の税制改革の中、税収中立の下で、課税ベースを拡大しつつ、実効税率の引下げが図られてきました。今後の法人税の改革について重要と考えるものを3つ以内で選択してください。			

イ) 法人実効税率	35	41.2%	27	58.7%	62	47.3%
ロ) 課税ベース	13	15.3%	16	34.8%	29	22.1%
ハ) 政策税制（研究開発税制等の租税特別措置）	24	28.2%	15	32.6%	39	29.8%
ニ) 納税環境（電子申告・電子納税等）	6	7.1%	5	10.9%	11	8.4%
ホ) グループ法人税制	2	2.4%	1	2.2%	3	2.3%
ヘ) グループ通算制度	16	18.8%	3	6.5%	19	14.5%
ト) 組織再編税制（国内）	3	3.5%	2	4.3%	5	3.8%
チ) 組織再編税制（クロスボーダー）	8	9.4%	4	8.7%	12	9.2%
リ) 事業体課税	1	1.2%	2	4.3%	3	2.3%
ヌ) 役員給与等	3	3.5%	5	10.9%	8	6.1%
ル) 欠損金	12	14.1%	3	6.5%	15	11.5%
ヲ) 減価償却制度	4	4.7%	1	2.2%	5	3.8%
ワ) 引当金制度	3	3.5%	3	6.5%	6	4.6%
カ) 受取配当の益金不算入割合	7	8.2%	1	2.2%	8	6.1%
ヨ) 損金経理要件	7	8.2%	2	4.3%	9	6.9%
タ) 企業年金等の積立金に係る特別法人税	1	1.2%	0	0.0%	1	0.8%
レ) 租税条約	2	2.4%	1	2.2%	3	2.3%
ソ) 移転価格税制	10	11.8%	5	10.9%	15	11.5%
ツ) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）	37	43.5%	10	21.7%	47	35.9%
ネ) 外国税額控除制度	3	3.5%	1	2.2%	4	3.1%
ナ) 過少資本税制、過大支払利子税制等	0	0.0%	3	6.5%	3	2.3%
ラ) 国際最低課税額制度（IIR、QDMTT、UTPR）	31	36.5%	6	13.0%	37	28.2%
ム) その他（具体的にご記入ください）	2	2.4%	1	2.2%	3	2.3%
【問25】 実効税率と企業行動						
我が国の法人実効税率（法定実効税率）は29.74%（国税＋地方税＜標準税率＞）であり、主要国は下記のとおりとなっています。このような状況は企業行動にどのような影響を与えますか。						
（参考）法人の実効税率（2024.1月現在）						
アメリカ 27.98%（加州の実効税率）、フランス 25.00%、ドイツ 29.93%、イギリス 19.00%（最高税率25%（所得金額に応じて19%まで低減）、中国 25%、韓国26.4%（所得3000億円超）						
（注）日本の実効税率は、平成30年度以降令和7年度まで（※）の適用税率。上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したもの。						
（※）令和7年度税制改正で防衛特別法人税が創設され、（基準法人税額が500万円を超える法人においては）令和8年度以降の実効税率は約0.9%上昇する。						
イ) 日本企業の配当、財務体質、企業活力を弱める原因となっている。	20	23.8%	6	13.6%	26	20.3%
ロ) 国際競争力、特にアジア諸国との競争を厳しいものとしている。	30	35.7%	6	13.6%	36	28.1%
ハ) 本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合に重要な判断の要素の一つとなっている。	8	9.5%	6	13.6%	14	10.9%
ニ) 国際的な事業展開や資金移動に当たっては、各国の市場環境・法制度や成長性、製品・サービスの競争力など、需要・供給両面から多くの要素を総合的に勘案しており、実効税率が少し高いからと言っても大きな障害とはならない。	23	27.4%	23	52.3%	46	35.9%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	3	3.6%	3	6.8%	6	4.7%
【問26】 法人税の企業への影響の変化						
ここ数年において（10年前と比較して）、企業行動における、法人税の影響は高まったと感じますか。						
イ) 影響が高まっている。	54	65.1%	15	33.3%	69	53.9%
ロ) 影響に変化はない。	28	33.7%	23	51.1%	51	39.8%
ハ) 影響が低下している。	1	1.2%	7	15.6%	8	6.3%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
【問27】 実効税率の水準について						
平成28年度税制改正により、地方税を含めた法人実効税率（法定実効税率）は平成28・29年度には29.97%、平成30年度から29.74%に引き下げられました（平成26年度は34.62%、平成27年度は32.11%）。日本の実効税率の水準についてどのように考えますか。						
イ) 15%程度まで引き下げたほうがよい。	2	2.4%	2	4.4%	4	3.1%
ロ) 20%程度まで引き下げたほうがよい。	6	7.2%	3	6.7%	9	7.0%
ハ) 25%程度まで引き下げたほうがよい。	40	48.2%	8	17.8%	48	37.5%
ニ) 現行水準でよい。	30	36.1%	22	48.9%	52	40.6%
ホ) 35%程度まで引き上げたほうがよい。	4	4.8%	6	13.3%	10	7.8%
ヘ) 40%程度まで引き上げたほうがよい。	0	0.0%	1	2.2%	1	0.8%
ト) その他（具体的にご記入ください）	1	1.2%	3	6.7%	4	3.1%
【問28】 課税ベースの拡大						
税制改正において、法人税率の引下げに合わせて、課税ベースが拡大されてきています。また、国際的にも法人税率の引下げとともに、課税ベースの拡大や他の税目での税收確保が行われてきました。課税ベースのあり方をどのように考えますか。						

イ) 我が国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行うべきであり、課税ベースが狭くなることもやむを得ない。	10	12.0%	9	20.5%	19	15.0%
ロ) 過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは広がっており、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、さらに課税ベースを広げることは好ましくない。	37	44.6%	10	22.7%	47	37.0%
ハ) 税率を引き下げる場合には、財政状況にも鑑みて、課税ベースを広げることもやむを得ない。	14	16.9%	12	27.3%	26	20.5%
ニ) 租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制等の政策効果の高いものは本則化ないし恒久化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる。	20	24.1%	13	29.5%	33	26.0%
ホ) その他（具体的に記入ください）	2	2.4%	0	0.0%	2	1.6%
【問29】 受取配当等益金不算入						
法人が受け取る配当等については、持株割合が3分の1超の配当の場合はその全額、3分の1以下5%超の場合はその50%、5%以下の場合にはその20%が益金不算入となっています。受取配当等の益金不算入制度についてどのように考えますか。						
イ) 支配関係の形成を目的とした株式保有と資産運用を目的とした株式保有とは明確に異なることから、後者に対する現行制度の益金不算入割合の制限はやむを得ない。	14	16.7%	15	34.9%	29	22.8%
ロ) 受取配当等は経済的・二重課税排除の観点から益金不算入が原則であり、受取配当等を益金算入することは法人税法の在り方にもかかわる問題であることから、慎重に扱う。	49	58.3%	23	53.5%	72	56.7%
ハ) 現行制度は、欧米諸国との比較でも益金不算入割合の制限が大きく、保有割合の判定等の事務負担も生じていることから見直しが必要である。	20	23.8%	5	11.6%	25	19.7%
ニ) その他（具体的に記入ください）	1	1.2%	0	0.0%	1	0.8%
【問30】 繰越欠損金の損金算入の見直し						
大企業が所得から控除できる繰越欠損金の損金算入限度額が段階的に引き下げられてきました（平成27年度～当期所得の65%、28年度60%、29年度55%、30年度50%）。このような繰越欠損金の損金算入制度についてどのように考えますか。（複数回答可）						
イ) 繰越欠損金の損金算入限度額について、現行制度は大きすぎる。	3	3.6%	9	19.6%	12	9.3%
ロ) 繰越欠損金の損金算入限度額について、現行制度は妥当である。	22	26.5%	11	23.9%	33	25.6%
ハ) 繰越欠損金の損金算入限度額について、現行制度は小さすぎる。	42	50.6%	9	19.6%	51	39.5%
ニ) 長期間での税負担の平準化を図る観点から、欠損金の繰越期間は超長期にする。	37	44.6%	12	26.1%	49	38.0%
ホ) 欠損金の繰越期間（10年）は、会社法等の帳簿保存期間の規定が10年であることなどから妥当である。	9	10.8%	12	26.1%	21	16.3%
ヘ) その他（具体的に記入ください）	6	7.2%	1	2.2%	7	5.4%
【問31】 中小法人税制の見直し						
法人税法上、中小法人とは資本金が1億円以下の法人をいい、全法人の99%が該当します。中小法人については多くの税制上の特例措置が設けられています。中小法人に対する法人税率（国税）は800万円以下の所得に対しては19%に軽減され、さらに租税特別措置により15%に軽減されています。中小法人の範囲、税率、税制上の特例措置についてどのように考えますか。（複数回答可）						
イ) 中小法人は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在であり、課税強化には、慎重を要する。	25	32.1%	24	53.3%	49	39.8%
ロ) 高所得の中小法人については特例措置の対象外とする制度をさらに拡大する。	33	42.3%	12	26.7%	45	36.6%
ハ) 中小法人の軽減税率15%は個人所得税の税率との比較においても低いことから、見直す。	9	11.5%	14	31.1%	23	18.7%
ニ) 中小法人と個人事業者との選択に歪みが生じないように税制を見直す。	27	34.6%	13	28.9%	40	32.5%
ホ) 資本金により一律に特例措置の対象とするのではなく、売上高や従業員数等の企業規模により適用対象・適用要件を設定する。	18	23.1%	13	28.9%	31	25.2%
ヘ) 中小法人に関しては法人税は課さず、個人の出資者に直接課税する簡素な制度の導入を検討する。	2	2.6%	3	6.7%	5	4.1%
ト) その他（具体的に記入ください）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
【問32】 政策税制						
イノベーションや人への投資など政策目的を達成するための税制上の優遇措置として重要・有効と考えるもの（拡充・新設すべきもの）を3つ以内で選択してください。						
イ) 研究開発税制（一般型）	50	60.2%	19	42.2%	69	53.9%
ロ) 研究開発税制（オープンイノベーション型）	25	30.1%	7	15.6%	32	25.0%
ハ) 研究開発税制（中小企業技術基盤強化）	3	3.6%	7	15.6%	10	7.8%
ニ) D X投資促進税制	22	26.5%	7	15.6%	29	22.7%
ホ) 賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）	48	57.8%	20	44.4%	68	53.1%
ヘ) 地域未来投資促進税制	1	1.2%	3	6.7%	4	3.1%
ト) 5 G導入促進税制	15	18.1%	9	20.0%	24	18.8%
チ) 企業による先導的人材投資に係る税制措置	5	6.0%	6	13.3%	11	8.6%
リ) イノベーションボックス税制	12	14.5%	5	11.1%	17	13.3%
ヌ) 企業による先導的人材投資に係る税制措置	15	18.1%	4	8.9%	19	14.8%

ル) イノベーションボックス税制	9	10.8%	19	42.2%	28	21.9%
ヲ) その他（具体的にご記入ください）	5	6.0%	0	0.0%	5	3.9%
【問33】 研究開発等投資促進税制						
研究開発税制については、研究開発の質を向上させ、積極的な研究開発投資を促す観点から、オープンイノベーション型及び総額型について、積極的に見直しが行われています。研究開発税制について、どのように考えますか。						
イ) 我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、適用対象範囲なども含め積極的に拡充する。	28	34.6%	15	33.3%	43	34.1%
ロ) 我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、現行制度を本則化し恒久的な税制とする。	26	32.1%	11	24.4%	37	29.4%
ハ) 我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、現行制度を継続する。	10	12.3%	9	20.0%	19	15.1%
ニ) 制度拡充に伴い複雑化が進んでおり、簡素化を図る。	9	11.1%	8	17.8%	17	13.5%
ホ) 現行の研究開発税制は、特別な措置期間が経過すれば、所期の目的を終えたことから廃止する。	1	1.2%	0	0.0%	1	0.8%
ヘ) 研究開発税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平の原則に反するから廃止する。	3	3.7%	2	4.4%	5	4.0%
ト) その他（具体的にご記入ください）	4	4.9%	0	0.0%	4	3.2%
【問34】 特別試験研究費税額控除制度						
大学、国の研究機関、他企業等との共同研究及び委託研究等、オープンイノベーションに関する税制上のインセンティブ措置として創設された特別試験研究費税額控除制度については、支援対象の拡大、一部の控除率引上げ及び控除上限の引上げ等の改正が行われています。同制度について望むことは何ですか。特に重要だと思われるものを3つまであげてください。なお、活用予定がない場合は、チ)とお答えください。						
イ) 税額控除額等のインセンティブの拡大	25	30.5%	18	39.1%	43	33.6%
ロ) パートナーとなる相手方（大学等）に対するインセンティブの拡大	16	19.5%	10	21.7%	26	20.3%
ハ) 特別研究機関等範囲の拡大	6	7.3%	6	13.0%	12	9.4%
ニ) 契約に記載すべき事項等の簡素化	33	40.2%	4	8.7%	37	28.9%
ホ) 特別試験研究費の額の算定方法の簡素化	29	35.4%	9	19.6%	38	29.7%
ヘ) 特別試験研究費の額の認定、監査及び確認手続きの簡素化	51	62.2%	8	17.4%	59	46.1%
ト) 現行制度の維持	6	7.3%	3	6.5%	9	7.0%
チ) 活用予定なし	7	8.5%	13	28.3%	20	15.6%
リ) その他（具体的にご記入ください）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
【問35】 イノベーションボックス税制						
欧州各国をはじめアジア諸国でも導入が進められている、特許等の知的財産から生じる所得に優遇税率を適用するイノベーションボックス税制が令和6年度改正で導入されましたが、同制度についてどのように考えますか。						
イ) 研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間の無形固定資産投資を後押しするものとして、わが国においてもイノベーションボックス税制が導入されたことは評価できる。	30	37.5%	22	52.4%	52	42.6%
ロ) 本税制の対象となる所得は、特許権及びAI関連のプログラム著作物に係る譲渡所得、ライセンス所得に限定されているが、今後の制度改正に当たっては、これらの知的財産権を活用した製品の販売による所得にも適用範囲を拡大することを検討すべきである。	26	32.5%	7	16.7%	33	27.0%
ハ) 本税制の対象となる知的財産権は、特許権及びAI関連のプログラム著作物に限定されているが、今後の制度改正に当たってはAI関連以外のソフトウェアにも対象範囲を拡大することを検討すべきである。	10	12.5%	6	14.3%	16	13.1%
ニ) 研究開発税制と二重の優遇となり、特定の業種・企業に恩恵が偏るおそれがあることからイノベーションボックス税制はこれ以上拡大すべきでない。	8	10.0%	7	16.7%	15	12.3%
ホ) 本税制の適用期間は7年間とされているが、企業の投資における予見可能性を確保する観点からも、対象となる知的財産権、対象所得の範囲、所得控除率等について所要の見直しを行った上で、恒久的な税制として措置されることが望まれる。	5	6.3%	0	0.0%	5	4.1%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	0	0.0%	1	0.8%
(2) 法人関連税制						
【問36】 グループ通算制度						
令和2年度改正において連結納税制度に代わりグループ通算制度が導入され、令和4年4月1日開始事業年度から適用が始まっています。グループ通算制度について、どのように考えますか。（複数回答可）						
イ) 連結納税制度と比較して事務負担が減った	18	22.0%	10	22.2%	28	22.0%
ロ) 連結納税制度と比較して事務負担が増えた	16	19.5%	3	6.7%	19	15.0%
ハ) 法人事業税、法人住民税においてもグループ通算制度の導入を検討して欲しい	30	36.6%	10	22.2%	40	31.5%
ニ) グループ通算制度の適用対象となる通算法人の範囲見直しが必要	11	13.4%	2	4.4%	13	10.2%
ホ) 通算法人の加入前欠損金の通算制限の緩和・廃止が必要	22	26.8%	7	15.6%	29	22.8%
ヘ) 適用開始・加入時における資産の時価評価課税の緩和が必要	22	26.8%	7	15.6%	29	22.8%
ト) 通算法人の離脱に伴う投資簿価修正の見直しが必要	19	23.2%	4	8.9%	23	18.1%
チ) グループ通算制度を適用していないのでわからない	14	17.1%	20	44.4%	34	26.8%
リ) その他（具体的にご記入ください）	10	12.2%	1	2.2%	11	8.7%

(3) 企業会計と法人税法との乖離						
【問37】 企業会計と法人税法との乖離						
企業会計の国際会計基準への接近に伴い企業会計と法人税法上の取扱いとの乖離が問題とされていますが、次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか。（複数回答可）						
イ）棚卸資産	9	11.0%	1	2.2%	10	7.8%
ロ）収益認識基準	16	19.5%	16	34.8%	32	25.0%
ハ）リース取引	48	58.5%	15	32.6%	63	49.2%
ニ）工事契約	3	3.7%	1	2.2%	4	3.1%
ホ）有形固定資産	15	18.3%	2	4.3%	17	13.3%
ヘ）資産の減損	44	53.7%	12	26.1%	56	43.8%
ト）無形資産（例：知的財産・ソフトウェアなど）	31	37.8%	12	26.1%	43	33.6%
チ）金融商品	18	22.0%	3	6.5%	21	16.4%
リ）関連会社投資、投資不動産	9	11.0%	3	6.5%	12	9.4%
ヌ）繰延資産	9	11.0%	3	6.5%	12	9.4%
ル）引当金、偶発債務、偶発資産	28	34.1%	11	23.9%	39	30.5%
ヲ）企業結合	14	17.1%	2	4.3%	16	12.5%
ワ）負債と資本との区分	1	1.2%	1	2.2%	2	1.6%
カ）非上場企業会計	2	2.4%	5	10.9%	7	5.5%
ヨ）その他（具体的に記入ください）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(4) 税制の予測可能性						
【問38】 課税上の取扱いや税負担に関する予測可能性						
実務を行う上で不透明であったり、特に予測可能性を高めるべき領域がありますか。（複数回答可）						
イ）グループ法人税制	4	5.0%	6	13.3%	10	8.0%
ロ）グループ通算制度	9	11.3%	4	8.9%	13	10.4%
ハ）組織再編税制（国内）	16	20.0%	10	22.2%	26	20.8%
ニ）組織再編税制（クロスボーダー）	38	47.5%	11	24.4%	49	39.2%
ホ）事業体課税	3	3.8%	5	11.1%	8	6.4%
ヘ）研究開発税制	10	12.5%	3	6.7%	13	10.4%
ト）役員給与等	6	7.5%	10	22.2%	16	12.8%
チ）欠損金	4	5.0%	1	2.2%	5	4.0%
リ）解散・清算の税務	6	7.5%	1	2.2%	7	5.6%
ヌ）国内源泉所得・国外源泉所得	7	8.8%	3	6.7%	10	8.0%
ル）恒久的施設（PE）	13	16.3%	7	15.6%	20	16.0%
ヲ）無形資産	16	20.0%	5	11.1%	21	16.8%
ワ）外国税額控除制度	14	17.5%	6	13.3%	20	16.0%
カ）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）	41	51.3%	15	33.3%	56	44.8%
ヨ）移転価格税制	37	46.3%	14	31.1%	51	40.8%
タ）過少資本税制、過大支払利子等	1	1.3%	2	4.4%	3	2.4%
レ）国際最低課税額制度（IIR、QDMTT、UTPR）	37	46.3%	14	31.1%	51	40.8%
ソ）その他（具体的に記入ください）	1	1.3%	0	0.0%	1	0.8%
4. 国際課税						
【問39】 租税条約						
近年、税務当局間の国際的なネットワークの拡充が進展しており、多数の二国間租税条約の改定や新規締結が続き、また税務行政執行共助条約とBEPS防止措置実施条約（MLI）が発効しています。また、国連では、国際租税協力枠組条約の策定に向けた検討が進んでおり、租税条約をめぐる議論はOECDと国連での複線化が生じつつあります。租税条約について、優先度の高い改善項目はどれでしょうか。（複数回答可）						
イ）投資交流の活発化が見込まれる国や地域との新規締結、改定の促進	26	32.1%	11	24.4%	37	29.4%
ロ）源泉地国課税の減免等の促進	37	45.7%	10	22.2%	47	37.3%
ハ）恒久的施設の認定と帰属する利得の計算の明確化	28	34.6%	10	22.2%	38	30.2%
ニ）多様な事業体・投資媒体に関する取扱いの明確化	11	13.6%	9	20.0%	20	15.9%
ホ）租税条約の濫用を防止するための規定の整備	6	7.4%	9	20.0%	15	11.9%
ヘ）租税条約への仲裁制度の導入	14	17.3%	4	8.9%	18	14.3%
ト）租税条約の適用手続きの簡素化	44	54.3%	6	13.3%	50	39.7%
チ）多国間租税条約の一層の促進	13	16.0%	9	20.0%	22	17.5%
リ）税務行政執行共助（情報交換を含む）の一層の促進	7	8.6%	9	20.0%	16	12.7%
ヌ）税制の相違や執行上の問題から生じる二重課税の確実な排除	29	35.8%	17	37.8%	46	36.5%
ル）その他（具体的に記入ください）	1	1.2%	2	4.4%	3	2.4%
【問40】 移転価格税制						
移転価格税制では、OECD移転価格ガイドラインの改定に応じた国内法の改正がなされてきました。令和元年度改正で、無形資産取引に関し、割引現在価値等の評価技法や、予測と乖離する結果を基に課税する場合の根拠法令が整備され、令和4年には、費用分担契約と金融取引を中心に事務運営指針の改正もなされました。我が国の移転価格税制において、今後改善を期待する項目はどれでしょうか。（複数回答可）						
イ）事前確認制度、事前相談体制の強化	30	38.0%	26	57.8%	56	45.2%
ロ）相互協議の円滑な推進	36	45.6%	18	40.0%	54	43.5%
ハ）文書化等に関する事務負担の軽減	54	68.4%	21	46.7%	75	60.5%
ニ）国別報告書等を含む文書化に関して記載すべき内容の具体化、明確化	13	16.5%	7	15.6%	20	16.1%
ホ）国外関連者基準50%以上を50%超に見直し	27	34.2%	9	20.0%	36	29.0%
ヘ）無形資産の範囲の一層の明確化	14	17.7%	8	17.8%	22	17.7%
ト）費用分担取極（費用分担契約）に関する取扱いの一層の明確化	10	12.7%	9	20.0%	19	15.3%

チ) 役務提供取引に関する取扱いの明確化	21	26.6%	12	26.7%	33	26.6%
リ) 特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置（所謂所得相応性基準）の明確化	4	5.1%	6	13.3%	10	8.1%
ヌ) DCF法の適用に関する指針と具体例の公表	7	8.9%	10	22.2%	17	13.7%
ル) 移転価格税制における税務コンプライアンスに関する取組の運用改善	3	3.8%	2	4.4%	5	4.0%
ヲ) 基本三法に関する適用指針の明確化	5	6.3%	1	2.2%	6	4.8%
ワ) 利益分割法における分割基準の明確化	9	11.4%	4	8.9%	13	10.5%
カ) 金融取引に関する適用指針の一層の明確化	13	16.5%	4	8.9%	17	13.7%
ヨ) 基礎的販売活動等に関する簡素化・合理化アプローチへの対応の検討	6	7.6%	3	6.7%	9	7.3%
タ) その他（具体的にご記入ください）	0	0.0%	3	6.7%	3	2.4%
【問41】 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）						
我が国の外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）は、平成29年度改正で、取引ごとの判定のウェートを高め、租税回避防止立法としての趣旨の明確化が図られました。最近では、国際最低課税額制度の導入に伴い、特定外国関係会社の租税負担割合（トリガー税率）の引下げ等が行われたほか、令和7年度改正で外国関係会社の合算時期の見直しがなされました。現行制度に関し、どのような評価や問題関心を持っていますか。（複数回答可）						
イ) 企業の健全な海外展開を促進しつつ、公平な競争条件を損なう租税回避に効果的に対応できることから大いに評価できる。	6	7.2%	3	7.0%	9	7.1%
ロ) 評価できるが、判定方法や対象範囲、計算方法など制度上の改善点は依然として多いと感じる。	29	34.9%	18	41.9%	47	37.3%
ハ) 制度は複雑化しており、予測可能性や事務負担の面での一層の改善（さらなる通達・指針等の公表を含む）を望む。	57	68.7%	25	58.1%	82	65.1%
ニ) 特定外国関係会社や対象外国関係会社の定義が広く、主体単位の課税と取引単位の課税が共に用意されるなど、課税の強化を図りすぎていると感じる。	30	36.1%	6	14.0%	36	28.6%
ホ) 新たに導入された「国際最低課税額」制度との関係を含め、外国子会社合算税制について、海外展開を行う我が国企業にとって納税事務負担が過大なものにならないよう制度の見直し、運用の明確化が必要である。	65	78.3%	15	34.9%	80	63.5%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	7	8.4%	0	0.0%	7	5.6%
【問42】 デジタル経済への対応						
OECD/G20BEPS包括的枠組みにおいて合意された、企業の利得に関する「PEなければ課税なし」とする原則の見直し（第1の柱・利益A）については、多数国間条約の署名・発効は困難な情勢となっています。一方で、軽課税国への利益移転への効果的な対処（第2の柱）に関しては、我が国でも、令和5年度改正でIIRが導入され（法人税法82条以下：令和6年4月1日以降開始事業年度から適用）さらに、令和7年度改正ではUTPR、QDMTTが導入されました（令和8年4月1日以降開始事業年度から適用）。進展するデジタル経済への国際課税上の対応のあり方について、現時点でどのような印象や考えを持っていますか。（複数回答可）						
イ) 第1の柱で合意された上記の仕組みは、実務上または理論上問題が多く、賛同しがたい。	16	19.8%	6	13.6%	22	17.6%
ロ) 第1の柱の実施が頓挫した状況にあることから、デジタルサービス税（DST）などの各国の一方的な措置が拡大することについて懸念を有している。	28	34.6%	15	34.1%	43	34.4%
ハ) 第1の柱の実施が頓挫した状況にあることから、わが国としても、市場国としての課税権を確保するためデジタルサービス税（DST）の導入に向けて舵を切るべきである。	6	7.4%	13	29.5%	19	15.2%
ニ) 第2の柱における、軽課税国所在の子会社等（又は親会社等）の所得のうち所定の最低税率に達するまで親会社（又は子会社等）の国が課税する仕組み（IIR/UTPR）や、他国からのこうした課税を阻止する自国企業に対するミニマム課税（QDMTT）は、方向性としては基本的に賛同できる。	13	16.0%	6	13.6%	19	15.2%
ホ) 第2の柱で合意された上記の仕組みは、外国子会社合算税制などの既存の租税回避防止措置との重複が多いと感じている。国内法制化されたIIR（国際最低課税額制度）も含めて重複の排除や簡素化が欠かせない。	54	66.7%	13	29.5%	67	53.6%
ヘ) 2024年から適用が開始されているIIR（国際最低課税額制度）のほか、UTPR、QDMTTについても、予見可能性を確保する観点から、OECD及び各国における検討状況等を踏まえた国内法制の整備、実務上の取扱いや執行方針についての前広な情報提供が望まれる。	46	56.8%	18	40.9%	64	51.2%
ト) その他（具体的にご記入ください）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

5. 消費税					
(1) 消費税率の引上げと使途・軽減税率					
【問43】 消費税率の引上げの是非、引上げ幅					
将来的に消費税の標準税率（国＋地方）は、どの程度が妥当であると考えますか。					
（注）ここでの「将来的」とは、現在よりも高齢化率が高まる2030年頃を想定しております。2025年には団塊の世代が後期高齢者になり始め、その5年後が2030年となります。					
（参考：標準税率 2024年1月現在）					
5% 台湾、7% タイ、8.1% スイス、9% シンガポール、10% 韓国、オーストラリア、11% インドネシア、13% 中国・カナダ、16% メキシコ、17% イスラエル、19% ドイツ、20% トルコ・イギリス・フランス・オーストリア、21% ベルギー・スペイン・オランダ、22% イタリア、23% ポーランド・アイルランド・ポルトガル、24% フィンランド・ギリシャ、25% スウェーデン・デンマーク・ノルウェー					
イ） 現行より引き下げる	8	9.8%	10	22.2%	18 14.2%
ロ） 10% （現状維持）	27	32.9%	13	28.9%	40 31.5%
ハ） 10～13%	9	11.0%	3	6.7%	12 9.4%
ニ） 13～15%	15	18.3%	10	22.2%	25 19.7%
ホ） 15～18%	8	9.8%	4	8.9%	12 9.4%
ヘ） 20%	9	11.0%	4	8.9%	13 10.2%
ト） 20%以上	3	3.7%	0	0.0%	3 2.4%
チ） その他（具体的に記入ください）	3	3.7%	1	2.2%	4 3.2%
【問44】 消費税の使途					
消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされています（これを「福祉目的税化」といいます。）。今後、消費税率のさらなる引上げが行われたとき、消費税の使途はどのようにすべきと考えますか。					
イ） 社会保障以外の歳出を促してしまわないためにも、消費税収の使途は社会保障目的に限定すべき。	20	24.4%	14	31.1%	34 26.8%
ロ） 消費税の引上げを国民に理解してもらうためには、その使途を社会保障に限定することはやむを得ない。	23	28.0%	11	24.4%	34 26.8%
ハ） 税の基本からすれば使途を限定しないことが望ましく、財政の硬直化に繋がる危機があるため目的税化には反対。	39	47.6%	16	35.6%	55 43.3%
ニ） その他（具体的に記入ください）	0	0.0%	4	8.9%	4 3.2%
【問45】 軽減税率のあり方					
消費税率の10%（国＋地方）への引上げ時に軽減税率（8%）が導入され、飲食料品及び新聞が対象とされていますが、軽減税率制度についてどのように考えますか。					
イ） 軽減税率の対象をさらに拡大する。	4	4.8%	6	13.3%	10 7.8%
ロ） 軽減税率の対象は、現状のままでよい。	21	25.3%	7	15.6%	28 21.9%
ハ） 軽減税率の対象を縮小する（低所得者対策にそぐわないものは対象からはずす。）	6	7.2%	4	8.9%	10 7.8%
ニ） 軽減税率は、制度としての弊害が多いため、廃止する。	42	50.6%	21	46.7%	63 49.2%
ホ） 軽減税率を引き下げる。	6	7.2%	3	6.7%	9 7.0%
ヘ） その他（具体的に記入ください）	4	4.8%	4	8.9%	8 6.3%
(2) インボイス制度					
【問46】 適格請求書等保存方式（インボイス制度）					
登録を受けた課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入税額のみを控除することができる「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が令和5年10月から実施されています。インボイス制度についてどのように考えますか。（複数回答可）					
イ） 軽減税率制度の有無に関係なく徴税の適正化の観点から必要な制度。	25	30.1%	18	40.9%	43 33.9%
ロ） 軽減税率制度下で正確な税額計算を行うために必要な制度。	9	10.8%	6	13.6%	15 11.8%
ハ） 免税事業者が取引から排除されないような配慮は今後必要。	16	19.3%	9	20.5%	25 19.7%
ニ） 小規模事業者についてはインボイス導入に伴う事務負担・税負担の観点からの配慮がされたことは妥当である。	8	9.6%	9	20.5%	17 13.4%
ホ） インボイス制度の導入には十分な周知期間があり、経過措置も講じられているため、小規模事業者への過度な配慮は必要ない。	4	4.8%	2	4.5%	6 4.7%
ヘ） インボイス制度は事業者には過大な事務負担を伴うものであり廃止すべき。	14	16.9%	12	27.3%	26 20.5%
ト） 電子インボイスの普及など、バックオフィスの事務効率化、生産性向上につながる取組みを進める必要。	36	43.4%	11	25.0%	47 37.0%
チ） その他（具体的に記入ください）	8	9.6%	2	4.5%	10 7.9%
6. 地方税					
(1) 地方税のあり方					
【問47】 地方税のあり方					
地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか。（複数回答可）					
イ） 地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底すべき。	32	38.1%	20	44.4%	52 40.3%
ロ） 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は、応益負担として重いので見直すべき。	16	19.0%	10	22.2%	26 20.2%
ハ） 法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき。	56	66.7%	14	31.1%	70 54.3%

ニ) 応益に鑑みると個人住民税をはじめとして個人課税のウエイトが低いので、見直すべき。	6	7.1%	2	4.4%	8	6.2%
ホ) 超過課税及び法定外税は、その多くが法人負担に偏った税制となっており、見直すべき。	13	15.5%	1	2.2%	14	10.9%
ヘ) 地方固有の税源である固定資産税と都市計画税は、防災対策など社会資本整備のためにも増税する余地がある。	2	2.4%	4	8.9%	6	4.7%
ト) 法人課税は縮小し、地方消費税によって地域間の財政力格差を是正すべき。	9	10.7%	3	6.7%	12	9.3%
チ) 法人課税とその再分配の仕組みによって、地域間の財政力格差を是正すべき。	17	20.2%	4	8.9%	21	16.3%
リ) その他（具体的にご記入ください）	8	9.5%	5	11.1%	13	10.1%
(2) 個人住民税						
【問48】 個人住民税						
個人住民税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）						
イ) 均等割（市町村民税：年3,500円、道府県民税：年1,500円）については、引き上げる。	19	22.9%	10	23.3%	29	23.0%
ロ) 所得割の課税最低限、均等割の非課税限度額の引下げを行う。	9	10.8%	2	4.7%	11	8.7%
ハ) 所得割の税率を引き上げる。	3	3.6%	5	11.6%	8	6.3%
ニ) 現行制度を維持する。	37	44.6%	13	30.2%	50	39.7%
ホ) 前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については、所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更する。	27	32.5%	19	44.2%	46	36.5%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	6	7.2%	2	4.7%	8	6.3%
(3) 法人住民税・事業税等						
【問49】 法人住民税・事業税						
法人住民税、法人事業税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）						
イ) 全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、eLTAXを利用した一括申告・納付等により利便性を向上させる。	49	59.0%	21	48.8%	70	55.6%
ロ) 法人住民税均等割は、資本金等により算定され、事業規模にかかわらず全ての事業所に適用されるため、小規模事業所の負担が大きくなっているため、事業所の規模の実態に応じた応益的な仕組みに改める。	19	22.9%	9	20.9%	28	22.2%
ハ) 法人住民税にも、グループ通算制度を導入する。	28	33.7%	8	18.6%	36	28.6%
ニ) 法人事業税は、所得割、付加価値制、資本割が併用される等、仕組みが複雑であるため、簡素化する。	45	54.2%	13	30.2%	58	46.0%
ホ) 応益課税の観点から、資本金1億円以下の企業にも外形標準課税を拡大する。	9	10.8%	6	14.0%	15	11.9%
ヘ) 資本金1億円以下の企業への外形標準課税の拡大は、中小企業に対する増税となることから反対。	3	3.6%	10	23.3%	13	10.3%
ト) 法人課税のうち、法人住民税の法人税割や法人事業税（資本金1億円以下）の所得割は応益負担とは言えず、見直す。	4	4.8%	3	7.0%	7	5.6%
チ) 地方税は法人に偏った負担となっており、法人住民税・事業税についても地方税制全体の改革のなかで見直しが必要。	13	15.7%	1	2.3%	14	11.1%
リ) インターネットショッピングなど、デジタル化の進展により、地域に企業の事業所がなくても収益を得ることができるようになったこと等を踏まえ、税収の帰属のあり方について検討をするべき。	16	19.3%	13	30.2%	29	23.0%
ヌ) 法定外税、超過課税が法人に偏って課税されていることは、問題であり見直す。	7	8.4%	1	2.3%	8	6.3%
ル) その他（具体的にご記入ください）	3	3.6%	1	2.3%	4	3.2%
(4) 固定資産税						
【問50】 固定資産税						
償却資産に対する固定資産税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）						
イ) 償却資産に対する固定資産税は、廃止する。	53	63.1%	26	60.5%	79	62.2%
ロ) 償却資産に対する固定資産税については、軽減措置の適用を拡大する。	9	10.7%	6	14.0%	15	11.8%
ハ) 償却資産に対する固定資産税については、現状維持でよい。	23	27.4%	15	34.9%	38	29.9%
ニ) 償却資産に対する固定資産税については、課税を強化するべき。	1	1.2%	1	2.3%	2	1.6%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	4	4.8%	0	0.0%	4	3.2%
7. その他の税制等						
(1) 環境関連税制						
【問51】 グリーン社会の実現と税制						
脱炭素に向けた取組を促進する経済的手法として、わが国では、石油石炭税の税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」が導入されていますが、2023年に制定されたGX推進法では「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化するものとして、炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金；2028年度から実施）、排出量取引制度（2033年度から実施）が盛り込まれています。グリーン社会の実現と税制について、どのように考えますか。						

イ) 炭素税（賦課金）は、カーボンニュートラルの実現に向けた企業の研究開発や設備投資の原資を奪い、イノベーションを阻害し、グリーン社会の実現に逆行するので反対である。	4	5.0%	9	22.0%	13	10.7%
ロ) 炭素税（賦課金）は、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすものであり、その政策効果や国民負担等の観点からの検証が十分とはいえないことから、導入は尚早である。	25	31.3%	9	22.0%	34	28.1%
ハ) 炭素排出に値付けをする経済的手法は、イノベーションや投資を促進し、産業の競争力強化や経済成長との両立が図られるよう、各種の政策手段との組合せ、導入時期や対象範囲、負担水準、使途など適切な制度設計が必要である。	39	48.8%	7	17.1%	46	38.0%
ニ) 持続的な経済成長や産業の競争力強化のためには、本格的な炭素税の導入を含むカーボンプライシングの活用を進め、主要国に遅れることなく、脱炭素型社会への構造転換を促進することが必要である。	11	13.8%	13	31.7%	24	19.8%
ホ) その他（具体的にご記入ください）	1	1.3%	3	7.3%	4	3.3%
【問52】 車体課税						
車体課税については、令和元年度改正以降、（1）自動車取得税の廃止、（2）自動車重量税及び自動車税、軽自動車税は、エコカー減税制度等、燃費性能や環境性能等に応じた免税・軽減が行われ、減免措置の恒久化、原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえた見直しが行われてきました。今後、自動車の保有・利用形態、自動車産業における変革、電動車の普及等を踏まえて見直しが検討されていますが、自動車関連諸税のあり方についてどのように考えますか。（複数回答可）						
イ) 自動車関連諸税は一般財源化に伴い道路整備財源という課税根拠が希薄になっているので、廃止する。	14	17.7%	16	37.2%	30	24.6%
ロ) 自動車に対しては、取得、保有、利用（走行）の各段階でいくつもの税（国税・地方税）が課されており、国際的にみても負担水準が高くなっていることから、負担軽減を図る。	37	46.8%	11	25.6%	48	39.3%
ハ) 自動車関連諸税については、道路の維持管理・更新等のための財源として原因者負担、受益者負担金的性格を明確化し、目的税化する。	20	25.3%	12	27.9%	32	26.2%
ニ) エコカー減税、グリーン化特例及び環境性能割についてはカーボンニュートラル目標の実現と整合的なものとなるよう、基準の厳格化を進める。	14	17.7%	7	16.3%	21	17.2%
ホ) BEV車の普及を見据え、走行距離に応じた課税など、燃料課税も含めて自動車関連諸税の課税の考え方、体系を再構築する。	14	17.7%	11	25.6%	25	20.5%
ヘ) その他（具体的にご記入ください）	2	2.5%	1	2.3%	3	2.5%
Ⅲ. 税に関する意識及び納税環境の整備						
【問53】 税務に関するコーポレートガバナンス						
大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンス（以下：税務CG）を充実させていくことが重要かつ効果的であるとの観点から、税務当局は、税務CGの充実に向けた取組を推進してきました。最近では、リスク・ベース・アプローチ（RBA）の考え方に基づく実地調査の重点化、評価結果の伝達、情報提供の充実など、その取組は一層進展しています。このような取組についてどのように考えますか。（複数回答可）						
イ) 企業トップマネジメントの適切な関与が必要。	44	52.4%	28	62.2%	72	55.8%
ロ) 経理・税務・監査部門の体制・機能の整備・強化が重要。	51	60.7%	21	46.7%	72	55.8%
ハ) 企業の取組をできるだけ尊重し、調査の必要度を決定すべき。	49	58.3%	9	20.0%	58	45.0%
ニ) 評価結果に関する企業への伝達内容をさらに充実すべき。	12	14.3%	7	15.6%	19	14.7%
ホ) 有益な具体的取組事例の情報など、公表内容をさらに充実すべき。	21	25.0%	10	22.2%	31	24.0%
ヘ) 本取組を拡大し、中小企業にも広く普及・拡大するべき。	10	11.9%	12	26.7%	22	17.1%
ト) その他（具体的にご記入ください）	3	3.6%	2	4.4%	5	3.9%
【問54】 企業の税務ガバナンス						
グローバル展開するわが国企業の税務ガバナンスが重要な位置付けとなっています。これからの税務ガバナンスにおける重要な点を選んでください。（複数回答可）						
イ) 本社の税務人員の強化	57	67.9%	25	58.1%	82	64.6%
ロ) 海外子会社の税務人員の強化	38	45.2%	18	41.9%	56	44.1%
ハ) 税務情報のアップデート・収集	42	50.0%	21	48.8%	63	49.6%
ニ) 部門間のコミュニケーション	36	42.9%	17	39.5%	53	41.7%
ホ) 経営層の理解度・認知度の向上	54	64.3%	22	51.2%	76	59.8%
ヘ) ITなどの技術の活用	27	32.1%	11	25.6%	38	29.9%
ト) 外部コンサルタントの活用	15	17.9%	3	7.0%	18	14.2%
チ) 投資家・消費者等に向けた税務ポリシー・納税情報の開示	10	11.9%	6	14.0%	16	12.6%
リ) 現状十分に対応ができている	1	1.2%	0	0.0%	1	0.8%
ヌ) その他（具体的にご記入ください）	2	2.4%	1	2.3%	3	2.4%
【問55】 マイナンバー制度について						
マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤となることが期待されています。平成28年1月から行政機関や地方公共団体において、税、社会保障、災害対策の3分野での利用が始まり、その後、利用可能な事務の範囲拡大、行政機関間の情報連携の拡大・迅速化、預貯金口座への付番、公金受取口座の登録、マイナンバーカードと健康保険証・運転免許証との一体化などの取組が進められています。同制度についてどのように考えますか。3つ以内でお選びください。						

イ) 国民の利便性を高めるため、社会保障、税、災害対策、金融、医療にとどまらず、分野を拡大していくことが望まれる。	51	60.0%	21	48.8%	72	56.3%
ロ) 行政の効率性を高めるため、各行政機関が所掌の分野にとどまらず、さらに横断的に番号の利活用をすすめるべき。	29	34.1%	12	27.9%	41	32.0%
ハ) 個人情報の漏えいなどセキュリティの側面からの不安があるので、官民ともに徹底した情報管理が必要。	44	51.8%	20	46.5%	64	50.0%
ニ) 同制度は仕組みや手続が煩雑であり、企業や個人の事務負担の観点から改善が必要。	14	16.5%	12	27.9%	26	20.3%
ホ) 税・社会保障制度の適正・効率的な執行のため、預貯金口座に対するマイナンバー付番、公金受取口座の登録を義務化すべき。	14	16.5%	6	14.0%	20	15.6%
ヘ) マイナンバーを活用した所得情報の把握、確定申告に必要な各種控除等に係る情報連携を進め、申告手続の簡素化（「記入済み申告書」）、年末調整の廃止を目指すべき。	19	22.4%	5	11.6%	24	18.8%
ト) その他（具体的にご記入ください）	3	3.5%	3	7.0%	6	4.7%
【問56】 納税者の知見・意識の向上						
租税教育については、小・中学校の段階から納税の義務、財政及び税制の役割について理解・学習することが求められるとともに、高等学校の必修科目として「公共」が2022年から開始され、納税者の知見・意識の向上についても様々な取組が進められています。国民1人ひとりの財政・租税に関する知見や納税（者）意識を高めるために、どのような施策が有効であると考えますか。（複数回答可）						
イ) 広報活動を持続的、かつ、幅広く実施する。	40	47.6%	15	34.9%	55	43.3%
ロ) 学校教育の場を含め、早い段階から財政・租税教育を取り入れていく。	61	72.6%	33	76.7%	94	74.0%
ハ) 年末調整制度を廃止し、給与所得者にも確定申告を義務付ける。	10	11.9%	9	20.9%	19	15.0%
ニ) その他（具体的にご記入ください）	4	4.8%	1	2.3%	5	3.9%
【問57】 納税環境の整備						
納税環境の整備について重要と思われるものをお答え下さい。（複数回答可）						
イ) 財源確保と公平性の担保、厳正な課税・徴収事務の遂行のため、徴税組織を強化する。	8	9.3%	7	15.9%	15	11.5%
ロ) 徴税効率を上げるため、地方公共団体間での事務事業の共同化や、国との連携を強化する。	36	41.9%	14	31.8%	50	38.5%
ハ) 電子申告、電子納税・電子帳簿等の利用促進・改善など税務行政のDX化をさらに推進する。	61	70.9%	22	50.0%	83	63.8%
ニ) 予測可能性や経済取引の安全性の確保のための事前照会制度や相談体制を充実させる。	39	45.3%	18	40.9%	57	43.8%
ホ) 地方税申告・納付の簡素化を図る。	47	54.7%	15	34.1%	62	47.7%
ヘ) ウェブサイト等でのわかり易い情報提供の充実。	18	20.9%	13	29.5%	31	23.8%
ト) 租税罰則、無申告・過少申告に対する制裁の強化	1	1.2%	4	9.1%	5	3.8%
チ) その他（具体的にご記入ください）	3	3.5%	2	4.5%	5	3.8%
IV. 当協会へのご要望等						
【問58】						
今後、当協会の運営において充実を望むものを選んでください。（複数回答可）						
イ) 税制改正要望（税制改正に関する租研意見を含む）	54	62.8%	21	47.7%	75	57.7%
ロ) 税務行政への要望（通達化、法令等の取扱いの明確化など）	54	62.8%	23	52.3%	77	59.2%
ハ) 外国税務当局との交流促進（外国税務当局の講演、意見交換など）	16	18.6%	7	15.9%	23	17.7%
ニ) 行政当局との意見交換	24	27.9%	12	27.3%	36	27.7%
ホ) 会員企業相互の交流会・情報共有	20	23.3%	7	15.9%	27	20.8%
ヘ) 研究会活動	16	18.6%	12	27.3%	28	21.5%
ト) 会員懇談会	25	29.1%	13	29.5%	38	29.2%
チ) 租税研究大会	12	14.0%	5	11.4%	17	13.1%
リ) 基礎講座	14	16.3%	11	25.0%	25	19.2%
ヌ) 出版（租税研究、租研大会記録、OECDモデル租税条約等）	16	18.6%	11	25.0%	27	20.8%
ル) デジタル化の一層の推進（出版物の電子化によるペーパーレス化）	16	18.6%	8	18.2%	24	18.5%
ヲ) 各種活動のアーカイブ化（期間を限定せずに視聴可能な環境の構築）	16	18.6%	14	31.8%	30	23.1%
ワ) 対面での会合機会（具体的な会合名がございましたら、レ）「その他」にお書きください。）	0	0.0%	2	4.5%	2	1.5%
カ) 当協会とのコミュニケーション（ニーズの吸上げ・フィードバックの提供）	2	2.3%	3	6.8%	5	3.8%
ヨ) 現状に満足している	9	10.5%	1	2.3%	10	7.7%
タ) 特にない	1	1.2%	0	0.0%	1	0.8%
レ) その他（具体的にご記入ください）	0	0.0%	3	6.8%	3	2.3%
【問59】						
会員懇談会のテーマについては、租研の事業目的や会員のニーズに相応しいものを取り上げるように努めています。次のようなテーマについて、望ましいと思われるものを選んでください。（複数回答可）						
イ) 財政問題	15	17.4%	7	15.9%	22	16.9%
ロ) 今後の税制改革	45	52.3%	21	47.7%	66	50.8%
ハ) 本年度の税制改正	52	60.5%	21	47.7%	73	56.2%
ニ) 税制の解釈、適用	55	64.0%	24	54.5%	79	60.8%
ホ) 税制の実務的な取扱い	48	55.8%	23	52.3%	71	54.6%
ヘ) 税制に関する紛争、訴訟、判例	40	46.5%	19	43.2%	59	45.4%
ト) 所得税制	7	8.1%	6	13.6%	13	10.0%

チ) 相続税・贈与税	5	5.8%	5	11.4%	10	7.7%
リ) 法人税制	35	40.7%	13	29.5%	48	36.9%
ヌ) 消費税制	23	26.7%	9	20.5%	32	24.6%
ル) 地方税制	9	10.5%	4	9.1%	13	10.0%
ヲ) 外国の税制、税務執行	27	31.4%	17	38.6%	44	33.8%
ワ) 外国子会社合算税制	42	48.8%	16	36.4%	58	44.6%
カ) 移転価格税制	36	41.9%	16	36.4%	52	40.0%
ヨ) 国際課税（デジタル経済への対応：二つの柱）	44	51.2%	19	43.2%	63	48.5%
タ) 国際課税（ワ）～ヨ）を除く）	19	22.1%	9	20.5%	28	21.5%
レ) 経済問題	3	3.5%	1	2.3%	4	3.1%
ソ) 会社法関係	5	5.8%	3	6.8%	8	6.2%
ツ) 企業会計関係	7	8.1%	4	9.1%	11	8.5%
ネ) カーボンライシシング関係	12	14.0%	3	6.8%	15	11.5%
ナ) 申告・手続関係	1	1.2%	2	4.5%	3	2.3%
ラ) その他（具体的に記入ください）	1	1.2%	2	4.5%	3	2.3%
【問60】						
その他、当協会へのご要望、または改善すべき課題をご記入ください。また、本アンケートで取り上げられなかった項目につきましても、ご意見等ございましたらこちらに願いたします。						
V. 回答者の業種・職業						
【問61】						
ご回答された方は次のどれに該当しますか。						
<維持（法人）会員、租研役員・評議員のみなさま>						
イ) 農業、林業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ロ) 漁業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ハ) 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ニ) 建設業	3	3.4%	1	2.2%	4	3.0%
ホ) 製造業	32	36.8%	6	13.3%	38	28.8%
ヘ) 電気・ガス・熱供給・水道業	11	12.6%	0	0.0%	11	8.3%
ト) 情報通信業	3	3.4%	2	4.4%	5	3.8%
チ) 運輸業、郵便業	3	3.4%	0	0.0%	3	2.3%
リ) 卸売業・小売業	7	8.0%	2	4.4%	9	6.8%
ヌ) 金融業・保険業	6	6.9%	5	11.1%	11	8.3%
ル) 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	1	2.2%	1	0.8%
ヲ) 学術研究、専門・技術サービス業	8	9.2%	9	20.0%	17	12.9%
ワ) 宿泊業、飲食サービス業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
カ) 生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ヨ) 教育、学習支援業	2	2.3%	0	0.0%	2	1.5%
タ) 医療、福祉	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
レ) 複合サービス事業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ソ) サービス業（他に分類されないもの）	3	3.4%	8	17.8%	11	8.3%
ツ) 公務（他に分類されるものを除く）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ネ) 分類不能の産業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ナ) 通常（個人）会員	9	10.3%	11	24.4%	20	15.2%
【問62】						
問61でホ) 製造業とお答えになられた方にお伺いします。						
下記のどの分類*に該当しますか。						
*イ)～ウ)については日本標準産業分類中分類に準拠しています。						
イ) 食料品製造業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ロ) 飲料・たばこ・飼料製造業	1	3.2%	1	16.7%	2	5.4%
ハ) 繊維工業	3	9.7%	1	16.7%	4	10.8%
ニ) 木材・木製品製造業（家具を除く）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ホ) 家具・装備品製造業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ヘ) パルプ・紙・紙加工品製造業	3	9.7%	0	0.0%	3	8.1%
ト) 印刷・同関連業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
チ) 化学工業	2	6.5%	1	16.7%	3	8.1%
リ) 石油製品・石炭製品製造業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ヌ) プラスチック製品製造業（別掲を除く）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ル) ゴム製品製造業	1	3.2%	0	0.0%	1	2.7%
ヲ) なめし革・同製品・毛皮製造業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ワ) 窯業・土石製品製造業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
カ) 鉄鋼業	3	9.7%	0	0.0%	3	8.1%
ヨ) 非鉄金属製造業	2	6.5%	1	16.7%	3	8.1%
タ) 金属製品製造業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
レ) はん用機械器具製造業	1	3.2%	0	0.0%	1	2.7%
ソ) 生産用機械器具製造業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ツ) 業務用機械器具製造業	2	6.5%	0	0.0%	2	5.4%
ネ) 電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	9.7%	0	0.0%	3	8.1%
ナ) 電気機械器具製造業	3	9.7%	1	16.7%	4	10.8%
ラ) 情報通信機械器具製造業	1	3.2%	0	0.0%	1	2.7%
ム) 輸送用機械器具製造業	3	9.7%	0	0.0%	3	8.1%
ウ) その他の製造業	3	9.7%	1	16.7%	4	10.8%

